

第三節 日英協約の締結

第一款 同盟交渉の発端

清韓兩國の独立及び領土保全を維持し、並に該兩國に於て各国の商工業をして均等の機会を得せしむることを標榜せる第一回の日英同盟協約は、明治三十五年二月十二日を以て世に公表せられた。此の協約は畢竟日清戦役以来極東に於ける日英兩國の利害相一致し、殊に三十三年の北清事変に於て英國は我國の実勢力を識認し、我國も亦極東に於ける現有利益を擁護するには英國と提携するを利ありと爲し、即ち日英兩國共に同盟を相結ぶを須要と認めたるの結果に外ならない。而も当時我國にありては、外に對しては孤立無援、内に在つては外交の根本方針確立せず、国論其の婦一を欠き、随つて元老政治家にしても外国と同盟を結ぶが如き画策に對しては自然逡巡踟躕するの際、内は廟堂の意見を統一し、外は折衝に機宜を誤らず、遂に能く同盟協約の成立を致し、我が外交方針に新機軸を立つるを得せしめたのは、時の首相桂とともに小村の尽力が極めて大であつたのは否定し得ない。

明治二十八年四月末の三国干渉事件に於て露國の極東に對する鋒鏖漸く現はれ遼東還附の決行に依つて事僅かに收まるや、我が朝野の識者中には、将来盟邦を歐洲強國の間に求めて孤立無援の危険を避くるの要を痛切に感ずるものがあつた。後年英國に在つて日英同盟の当事者となつた林董も其の一人で、時事新報は彼の説を敷衍し日英同盟の必要にして且実行し得べきを論じ（二十八年六月）、一方同年五月八日には駐露公使西德二郎は可成進んで英國と結托

し他日其の助力を得るが如くに爲し置くの必要を稟申し來つてゐる。然し陸奥宗光は「英國人は人の憂を憂いて之を助けんとするドンキホーテにはあらず」として、日本の国力の現状は英國との同盟の担保に値せず従つて日英同盟は夢想であり画餅であると論じた。（明治二十九年世界之日本）一方英國に於ても日英同盟の説は明治三十一年膠州灣及旅順大連事件以降新聞雜誌に登載するあり、殖民大臣チエンバレンは加藤高明公使に日本政府が極東の危機に關し英國に對策を協議あれば好意的考慮を加う可き旨言明した。然し之に對し兩國政府にて真面目に協議を展開することはなかつた。斯く日英關係の緊密化に關して日英兩國側に若干の萌芽が見られたが、現実的に具体化したのは、義和團事件以後即ち露國の滿洲占領により中国本土に於ける英國の權益が脅威されるに至つてからである。

本邦に於ても元老山県有朋は、明治三十四年四月二十四日伊藤首相に与えた東洋同盟論中日英独三国同盟を提唱し、日露の衝突は勢の免れざるどころであるから、此の衝突を避け戦を未然に防ぐの策は、ただ与国の後援に依つて露國の南下を抑制する外なしとして速かに英の意を探る事が必要であるとした。

一方日清開戦以前にありては、其の通商關係は勿論とし、政事上に於ても極東にありて第二位以下に蟄居し來つた露國は、遼東還附以来其の極東政策に漸く急調を加え、程なく露清密約の締結となり、露清銀行の設立となり、東清鐵道敷設となり、旅順大連の租借経営となり、北清事變の結果は更に一転して滿洲の軍事的占領となり、其の鋒鏖は更に韓國の上に及び、我が國との利害は遂には衝突せずんば已まざるの勢を呈するに至つたことは、詳に説いて別章にある。当時我が國の軍備は未だ所期の完成を告げず、故に独力之に對抗して露國の勢力を滿韓より掃攘するは至難の業たりしを以て、自然露國と協定の道を求めて其の侵略的政策を緩和せしめるか、將た歐洲の別國と提携し、其の

力を藉りて露國に對抗すべきか、二者其の一に出なくては本邦の位置は危殆に瀕するを免かれざるの状況にあつた。而も後者は俄に望んで俄に之が成立を期し得ず、故に第一の方策として我が当局者の考量したのは、勢い其の前者であつた。明治三十一年、時の伊藤内閣は之に向つて瀕踏みを試みたが、結局見込が立たなかつた。三十三年の春、北清事變の將に起らんとするの頃、山県内閣の外相青木は復た当時駐露公使であつた小村に訓令し、露國政府の意向を探らしめた。而して露國の意向は、日本との協定は専ら韓國の關することのみに限り、且其の現在の日露協約の趣旨を脱せざる範圍に於て為すは敢て辞せず、という程度のものであつたから、協定の実行は當時到底覺束なかつた。勿論當時露國政府部内にあつても、日本の軍備は次第に拡張の實を挙げ、殊に日英兩國の間逐年親近の度を加え來つたのに顧みて、寧ろ進んで日露接近を計るの利ありと為す者も無いわけではなかつた。現に時の東京駐劄同國公使イスヴオルスキー、參事官パクレフスキーの如きは大に日露提携説を主張し、三十四年の初め韓國を日露共同保護の下に中立國と為さんとの意見を以て内密に我が政府の意向を探つたこともあつたが、我が政府は別に見る所あり、斯かるは到底容諾すべきに非ずと為して、深く之を取合なかつた。

此等の日露提携説は自然英國側に伝わり、少なからず其の神經を刺戟せしものと察すべく、殊に北清事變に於て我が陸軍の實力を眼前に目撃したる英國の当局者中には、極東に於て露國の兵力に對抗し得べきものは日本を措いて他に無しとの感が高まつて來た際であるから、自然彼等の間に日英同盟の議を真面目に考うる者も生じてきた。去れば當時既に公使として英京に在つた林は、任國に於ける此の趨勢を見、殊に在倫敦獨國代理大使エカルドスタインは、英國外相及び林公使に対し日英獨三国の同盟説を齎し密かに其の意見を尋ねしこともあつた。即ち明治三十四年三、

四月頃倫敦駐在獨逸臨時代理大使エカルドスタインは林公使に屢々日獨英三国同盟説を私見として左記の如く提案した。

極東ニ於ケル權力均衡ヲ維持シ將來變急ノ日ニ備フルカ為日獨英ノ三国ハ同盟スルヲ得策トス其ノ條件トシテ

一、日本ハ韓國ニ關シテ自由行動ヲ有スルコト

二、同盟ノ一國カ一敵國ト交戦ノ場合ニハ他ノ二同盟國ハ中立ヲ守リ若シ第三國ニシテ敵國ヲ援助スル場合ニハ二同盟國ハ之ニ干渉スヘキコト

而して日本之を首唱すれば英國が同意すべきは英關係中の有力者との會談より推定せらるべき理由あり、獨國にても最も高貴の御方二名(獨逸皇帝及ビュロー伯)は三国同盟に賛成であるとした。林公使から四月十日此の報告を受けた時の伊藤内閣の外務大臣は、夙に日英同盟に熱心なる加藤高明であつた。去れど同盟の利害及び成否は輕々しく之を断定するを得ず、乃ち加藤外相は林公使の電報を北京の小村に移して其の意見を徴した。小村は之に對し、擬想の日英獨三国同盟は、(一) 仮に日露兩國間に衝突ある場合に、英獨の結合は仏國をして中立を守らしむるの力があるが故に、露國に對する我が位地を鞏固にするを得ること、(二) 仮に日露兩國間に衝突ある場合に、南清に於ける我が利益の危險に陷るを防ぎ、之を防護するの効あること、(三) 其の目的極東に於ける均勢を保持するに止まるが故に、我國をして歐洲政變の渦中に投ぜしむるが如き危險更に無きこと、の三理由を挙げて賛意を電答した。此の電答に接した加藤外相は、四月十六日を以て政府を囑束することなく、全然一個の責任に於て英國政府の意向を試探するは妨なしとの意を電訓したので、林は、翌十七日外相ランスダウンに會し、談の極東問題に及んだのを機としそれとなく「北

清事件の処置にして終了し、列国政府に於て其の軍隊の大部分を引揚ぐるに至らば、露國が再び爪牙を現わし来るは必然なるべく、又清國の有力者たる張之洞、劉坤一等も、其の高齢に加へ實力亦世に伝えらるゝ程にも非ざるべきに鑑み、清國は将来長えに紛雜なる事件に苦むべく、極東の前途は日英兩國共に憂慮に堪えざる次第なるが、此の際偶然思付きの愚見を以てすれば、從來日英兩國の相協同して行動し來れるに引続き、兩國間に恒久的の或取極を為すを以て極東平和の爲めに頗る緊切ならんと思はるゝが、之に就て閣下の意見如何」と問うたが、ランスダウンは之に答えて何等か施措する所が無くてはならないが、未だ閣議を経てない旨を述べた。林は其の会談の次第を政府に報告したが、尙お林は漠然日英兩國間に恒久的の或取極を為すとのみにては政府に於ても訓令を發し難かるべしと思惟し、我が政府に於て愈々同盟を為すに意あらば大要左の基礎の上に立案すべき歟との意見を次で電稟した。

第一 清國に於ける門戸開放と領土保全の主義を維持すること。

第二 何國と雖も既往公表したる約定に依り清國より獲たるものゝ外、更に領土權を獲るを許さざること。

第三 日本は韓國に於て他國よりも優越の利益を有するに付、英國は韓國に於ける日本の自由行動を許すこと。

第四 同盟國の一方が第三國と開戦する場合には他の一方は中立を守り、別國にして第三國に加担する場合には參戰援助するにと。

第五 英独協商は依然有効たるべきこと。

第六 此の同盟は極東に起る事件のみに適用し、其の行動の範圍も極東に限局すべきこと。

程なく首相ソールズベリーは五月十日仏國の靜養地より歸倫したので、林は同月十五日外相ランスダウンを訪ひ、

前回の話題に就て重ねて其の意見を尋ねたが、今少し明細に林の意見を承知したいとのことであつたので、林は前回述べた意見を更に敷衍し、日本の政策は、清國に就ては屢次宣言したる通り門戸開放と領土保全の主義を維持し、韓國に於ては日本の有する優越の利益を保持せんとするに在り、而して清國に關しては英國は日本と利害關係を一にすると信ずるので、日英兩國の共通利害を阻害せんとするが如き他國の連合をば日英兩國相一致して防遏するを緊要と思惟すると答えた。之に對しランスダウンは大体論を為すのは容易であるが、細目に至つては種々の難題生ぜずとも限らず、兎も角も一応首相にも語るべしと云い、尙お前回と同様「去り乍ら此の協商は必しも二國のみに限らざるべく、第三國を加入せしむるも可ならん」と言添えた。而して当日林に引続き獨國代理大使エカルドスタインのランスダウンに面会したる折、同外相には林との会談要旨を同代理大使へ語りたる趣、翌日彼が林を訪問した折の直話であつた。林は右の次第を政府に電報し、其の熟考を促した。恰も當時伊藤内閣は財政問題にて閣僚の統一を失ひ、斯かる重大の外交案件を考慮するの余裕なくして五月二日辞表を捧呈し、西園寺樞密院議長一時首相を兼摂し、新内閣の成立を俟つの状態であつたから、本問題の解決は自然後継の桂内閣の手腕に俟つに至つたのである。

同年六月桂内閣成立して程なく、林公使からは日英同盟に關する数次の電稟があつた。殊に林は此の問題は英國の最有力なる方面にも賛成者ありと報じ、又當時賜暇歸朝中であつた本邦駐劄英國公使マクドナルドが林を訪問した節、同公使は林に對し「自分は頃日皇帝陛下に拜謁した折、清國のことに關し委曲御下問あるべき歟と予想して居たが、却つて日本に關し種々の御下問があつた。殊に陛下には極東の形勢に就て深く聖慮を勞せらるゝものゝ如く、日英兩國は一時的に非ざる何等か恒久的提携の取極を為すの要あるべしとの御言葉である。其の後首相ソールズベリー

侯に面会したが、首相の意見は更に一歩進み、日英兩國間に同盟を作り、締盟国の一方が第三国と開戦する場合に別国来りて第三国を援助するあらば、締盟国は共同之に當るべきことゝ為さば如何といふ程であつた。斯の如く英國政府にては日本と相結ぶに意があるが、何分古来の政策を離るゝ新政策なるが故に、其の決定には多少の時日を要するであろう」と云い、更に「但だ此の間に於て日本は露國と相結ぶが如きことなかるべき歟」と氣遣わしげに語り、日露の關係に深く懸念するものゝ如くであつたので、林は之を以て外相ランズダウンの意を承けたものと推測した。七月三十一日、林はランズダウンに会見したが、其の際ランズダウンは日英間に一協定を遂ぐるの問題を研究するは今其の時機なりと語り、稍々真面目に要旨に触及する所があつた。

此の七月三十一日の林ランズダウン会談は後日正式談判の基礎ともなるべきもので左に摘録する。

ランズダウン侯 今や清國ニ対スル償金問題モ一通リ片付キタルニ付テハ兼テ貴公使ヨリ内話アリシ永久取極ノ問題ニ関シ談話ヲ始ムルコトヲ得ヘシ抑モ日本ガ如此取極ヲ希望スルハ何ヲ目的トセラルルヤ日本ハ滿洲ニ果シテ如何ナル利益ヲ有セラルルヤ。本使(林) 本使カ先般永久取極ノ必要ヲ述ヘシハ全ク本使限リノ意見ナレハ侯ノ問ニ對シテモ本使一箇ノ所見ヲ開陳スルノ外ナシ。本使ノ見ル処ニテハ日本ノ滿洲ニ於ケルハ寧ロ間接ノ利益ナルノミ。之ニ反シ朝鮮ノ問題ハ最も緊切ニシテ日本ニ取リテハ所謂死活問題ナリ。而シテ本使ハ露國カ滿洲ノ經緯ヲ終ヘタル後ハ直ニ朝鮮ニ入り來ルコトヲ恐ルルモノナリ。是レ本使ノ意見ニテハ如何ナル手段ヲ用ユルモ我日本ニテ之ヲ防遏セサルヘカラス。故ニ我帝國永遠ノ利益ノ為ニハ先ツ第一ニ成ルヘク露國ヲ滿洲ヨリ遠ケ若シ其ノ事行ハレス露國ト戰フノ不得止ニ至レハ第三国ノ来リテ露國ヲ援助セシメサルニアリ。

ランズダウン侯 英國ハ朝鮮ニ何等ノ利益ヲ有スルコトナシ。然レトモ露國カ朝鮮ヲ併有スルコトハ英國モ亦之ヲ好マス、且ツ清國ニ對スル英國ノ政策ハ所謂門戸ノ開放ト清國領土ノ保全ナルカ故ニ此点ニ関シテハ貴國ト其ノ目的ヲ同シクスルモノナリ。既ニ

兩國ノ目的ニシテ如此合同スル以上ハ詳細ノ條款ニ関シ假令不少困難アリトスルモ双方ノ利益ヲ保護スル為メ何分ノ談合ヲ為ス事ヲ得ヘク且ツ今日ハ其ノ時期ナリト信ス。故ニ貴公使ニモ猶篤ト本問題ニ関シ熱慮ヲ遂ケラレ追々打解ケテ談話アル機致度シ。乍序伺ヒ度ハ先般露國ヨリ朝鮮ノ中立ヲ申出タルトキ貴國ハ其ノ言フ処ヲ以テ不満足ナリトシ之ヲ拒絕セラレタルニアラスヤ。本使 然リ歐洲ニ於ケル白耳義瑞西ノ如キハ小国ナリト雖モ國民ノ元氣飽ク列国共同保証ノ下ニ在テ中立ヲ維持スル事ヲ得ヘキモ韓人ナルモノハ自ラ國ヲ治ムルノ力ナキカ故ニ列國ヨリ中立ノ保証ヲ為スモ何ノ効力アル事ナク内乱ハ何時發生ストモ計リ難シ。此ノ時ニ到ラハ何國カ果シテ治國ノ任ニ當ルヘキヤノ問題發生シ利害關係ヲ有スル列國ノ間ニ衝突ノ起ルヘキハ必然ナリ。帝國政府カ露國ノ提議ニ同意セサリシモ蓋シ必ス此辺ノ理由ニ想見スル処アリシカ故ナラン。

ランズダウン侯 然ラハ日本カ朝鮮ニ有スル利益ハ恰モ英國カ「トランスヴァール」ニ有スルモノト同一ナラン。本使 然リ。貴國カ埃及ニ有スル利益モ亦此類ナラン。

林公使は当日談話の次第を電報し、我が政府は全く如此き協商を遂ぐるの意なきや、或は條件次第にては之を為すことを好まるゝやと請訓して來た。

当時小村は未だ北京より還らなかつたが、桂首相が此の重大なる新問題に對して如何なる態度を執つたかは桂の手記に係る左の覺書に詳である。

「明治三十四年六月二日總理大臣の大任を拝し、七月十五日在英我公使林董男より電信到來す。云く、英國の有名な紳士の内、日英同盟の必要なるを語る者あり。尤愼なる筋なりと。又其の翌日電信到來す。同國皇帝も其の一人也云々。此に於て我が政府は決意其の事に著手せり。先づ我が陛下の御決心を第一とし、次で元老の意見をも徴したり。命に依り個々に右の命令の次第を陳して示談に及びたるに、異議を挟む者なく、其の内伊藤侯の如きは、英國が此の如く申出たるは、畢竟其の自國勢力に於て欠くる所あるが為ならん。恰も當時英國、亜非利加の戰爭に關し、極東に迄其の勢力を伸張するの余地なきの時にして、一方露國が其の虚

に乗じ、極東に自己の勢力を伸さんと欲するが儘に伸張せんとするの時にしあれば、或は英國の我れに示談に掛りしは其の爲めなるは必然にありしならん。併し我は何れの道、露に対するの策を講ぜざる可らざるの必要に迫り居れば、英の云ふ所を利して以て其の要求に應じて可なり。日清戦役後、日本に於ても露に親しむの論と英に近づくの論と区々にして、其の親露の論者は、到底露は其の欲望を貫くの決心堅固なれば、之に敵対するは非常の困難を我れに醸成すると同時に、露の勢力に当るは我が爲し能はざる所ならんの一時的平和論に基く者にして、之も亦維新後数度の国難に當り、其の都度其の局に當り、困難を受けし歴史を顧みるときは、まづなら無理とも難申、併し予の見る所にては、露の政策は独り満洲の占領を以て最終とするものに非ず、満洲手に入らば韓國に其の手を伸すは必然のことにて、結局我れをして手を出すに余地なからしむる迄は其の侵略を中止せざるべし。果して然らば此の際露に親しむは單に一時的のものにして、然らざれば露の云ふが儘に屈從せざる可らず、是れ決して帝國の国是に非ざるのみならず、予は之に同意を表する者に非ず。然りと雖も露にして我れに親しむを欲せば、仮令一時的のものなりと雖も、敢て我れより親を破る要なし。唯だ其の一時的のものにして、終には衝突の決心なからざる可からず。之に反し英は彼れが利益の点に於て我れと親善を計るものにして、領土的欲望を有するものに非らざるは、彼れの勢力殆んど全世界に広がり、其の領土的欲望は、實に我れと戦ふまで遂行せんとするものに非ざるは信じて疑なし。唯々我れを利して露の極東進入に抗せしめんとするは、彼れの政策の第一なり。殊に別に陳する如く、当今亞非利加の乱あり、彼れに余地なきの時に於て最も然りとす。右の理由なるが故に、英の請求に應ずるを以て得策と決心す。又元老並に閣員に於ても亦然り。依つて八月四日、伊藤侯葉山の予の別業に來訪に際し、侯と示談を遂げ、先づ彼れの要求に應ずるに我れは充分の請求を以てするの決心を取り、其の回答案を製したり。其の際侯と予との談合には、彼れ若し我が請求に應ずれば協商を開いて進行せん、若し彼れ我れの請求を入れざれば元々なり、決して我れに於て不利あることなし。侯は彼れは我れの請求を入れること難からんとの意なるものゝ如し。予は帰京して山県侯に謀り、繼て曾瀾臨時外相に計りて、在英國林公使に命令せしめたり。其の後英政府は我が請求の案を受領し、評議をなし、回答をなし來れり（徳富猪一

郎氏編述「公爵桂太郎伝」乾卷一〇五五頁以下）。

右の覚書に云う八月四日の桂伊藤の会見なるものは、後日端なくも両者の間に見るに至れる意外の行違を醸生した発端の会見であつた。此の日、桂は同盟問題の當日迄の経過を詳述し、將來の利害に就て所見を開陳したのであるが、伊藤は主義に於て之を肯認し、進んで自ら筆を執り、我が對韓の地歩に關する意見の要旨を認めて桂に手交した。伊藤は當日頗る好機嫌で、席上桂の爲めに大毫を揮い、長雲閣の扁額を書して其の別墅に留めた。桂は翌五日歸京し、山県枢相を始め井上、西郷、大山、松方の諸元老を官邸に請し、林の累次の報告を内示して其の賛成を求めた。席上山県、西郷、大山、及び松方は賛意を表し、殊に山県は全然桂と所見を一にする旨を語つたと伝えられている。是に於て桂は八月八日、伊藤起草の趣意を加味せる訓電を會瀾臨時外相をして林に発せしめた。其の訓電の要は「英國政府の同盟提議に対しては、政府は主義に於て之に賛するが故に、英國政府にして提議の性質及び範圍に關する意見を一層明瞭に表白するに於ては、我が政府は、欣然之を迎え、之に對し意見を陳述するを辞せず、我が政府は韓國にして他国の侵略を受けるが如きには極力反對する所にして、此の根本主義は万難を排して維持せざる可らず、又露國にして滿洲に於て其の現存條約の範圍を越えて主權を擴張するが如きは、韓國の獨立を危うするものとして日本に取りて不安の因たらざるを得ず、且斯かる主權の拡張、又は北清に於ける領土上又は商工業上の利益の専占は、其の多少を問はず日英兩國の支持する門戸開放及び領土保全の主義と相容れざるものと認む。貴官は英國政府と折衝するに方りては、須く此の綱領を体すべし。同盟の成否は一に貴官の裁量と手腕とに俟つ」と。林は後日人に「余は實に此の訓令に接したる時ほど愉快を感じたることなし」と語つてゐる。

林は是に於て同月十四日を以てランズダウンに面会し、従前よりは一步踏込んで本問題に関する意見を交換した。尤も林は之に關し未だ正式に開談するの委任を本国政府より得たのではないので、其の対応は全然已れ一個の資格に於て爲した。折は恰もランズダウンの暑を愛蘭の別墅に避けんとするの際であつたので、彼れは林に對し、自分は旅行中に本問題を篤と考究すべく、其の間に於て東京より全權委任を受け置くように致されたとの希望を述べた。斯くて倫敦の会談は暫時休止となつたが、其の後程なくして小村は北京より帰朝し、九月二十一日を以て新に外務大臣の印綬を帶び本問題は愈々具体化してきたのである。

第二款 同盟交渉の経過並びに成立

小村は曩に駐露公使として深く露国の極東政策を覆査し、露国との親昵提携、極東の恒久平和は、露国と一戦後でなくては到底期し得ず、而して日英相結ぶに非ずんば露国との一戦は亦期して望み得ない、と爲す点で桂と夙に所見を相同うしていた。乃ち頃日北京に在つて日英同盟に關する諮問に接すると、折返し賛意を答申したこと前述の如くである。小村が新に入つて外相となると、特に意を本問題に傾倒し、今後の折衝方案を具して桂に謀り十月八日を以て林に對し、我が政府は同盟問題に關し熟考を重ねたる結果從來の意見を全然確定したるを以て、之に關し英國政府と公式の意見交換を爲すの権限を附与する旨を電訓した。是に於て去る四月以来婉曲なる言辞と默諒の態度とを以て進め來つた同盟問題は、此の日を以て仮装虚托を脱し正面公式の開談に移つたのである。

林は此の訓令の下に十月十六日外相ランズダウンと会見し、初めて公然の資格に於て交渉を開始した。林とランス

ダウンの当日の問答は、同盟協約第一條案の基礎となつた極めて重要なものである。

本使 兼々閣下ト御内話致シタル日英同盟ノ件ニ付意見ヲ交換スルコトノ權限ヲ帝國政府ヨリ附与セラレタルニ付本日特ニ之ヲ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ得タリ。乍去帝國政府ヨリ得タル訓令ハ簡單ニシテ詳細ノ意見ヲ表示セサルニ付本使カ閣下ニ今後陳述スル處ハ總テ本使一箇ノ意見ト御承知アリタク随テ其ノ意見ハ後日ニ至リ帝國政府ニ於テ或ハ修正ヲ加ヘ或ハ全ク否認スルコトモアルヘク總テ帝國政府ヲ束縛セサルモノト御含ミアリタシ。先ツ本問題ヲ談スルニ當リ閣下ノ意見ノ大体ヲ聞クコトヲ得ハ仕合セナリ。

ランスダウン侯 御念入リノ御断リノ段了承致候。凡ソ如此約定ノ範圍目的ヲ定ムルニハ先ツ締約國ノ希望ヲ知ルコト緊要ナリ。

貴國ノ希望ハ如何。

本使 我日本ハ朝鮮ニ於ケル其ノ利益ヲ保持シ他國ヲシテ之ヲ妨害セシメサルコトヲ以テ終始ノ希望トス。

ラ侯 清國ニ對スル貴國ノ政略如何。

本使 是ハ是迄屢々申上ケタル通りニテ貴國ノ政略ト全ク符合スルモノナリ。即チ清國領土ノ完全ト同國門戸ノ開放ヲ維持スルニ在リ。

ラ侯 貴國ノ希望如此トスレハ日英兩國ハ如何ナル同盟ヲ締結シ然ルヘキヤ。

本使 同盟國ノ一方第三國ト開戦ニ及フトキハ他ノ一方ノ同盟國ハ中立ヲ守リ之ヲ援助スルコトナカルヘキモ若シ第四國來リテ同盟國ノ一方ヲ敵トシ第三國ヲ援助スルトキハ他ノ一方ノ同盟國ハ直ニ其ノ同盟國ヲ援助スルコトトセハ至当ナラン。即チ同盟國ノ一方ニ對シ二國以上戦ヲ始ムルトキハ同盟國相合シテ之ニ當ルコトトセハ妥當ナラン。

ラ侯 貴公使ノ云ハルル處尤モナレトモ英國政府ハ單ニ如此条件ノミナラス日英兩國ハ常ニ最も親密ノ關係ヲ保チ東洋事件ニ關シテハ隔意ナク其意思ヲ通シ相提携シテ之ニ當ルコトヲ希望ス。(此ノ意義ハ察スルニ帝國政府カ日英同盟成立ノ後之ヲ利用シ裏面

ニ在ツテ別ニ他国ト特別ノ条約ヲ締結スルコト彼ノ独逸同盟条約成立ノ後独逸カ露国ト密約ヲ為シタルカ如キ舉措ハ英國政府ハ之ヲ好マス。日英兩國ハ飽迄モ其ノ同盟ヲ真誠ニ墨守スルコトヲ希望ストノ趣意ナルヘシ。故ニ本使ハ其ノ意ヲ承ケ継ギ

本使 帝國政府ノ希望スル処モ亦全ク同一ニシテ是迄トモ總テ其ノ通り行ヒ来リタリ。今回ノ話題タル兩國同盟ハ一層此ノ親密ノ關係ヲ親厚ニスルノ力アルヘシ。

ラ侯 兎ニ角閣下ノ所見ハ之ヲ「ソールズベリー」侯ニ語り御意見ノ筋ニ基キ今少シク詳細ニ涉リタル廉々ヲ案出シ更ニ貴公使ト会谈スヘシ。

本使 本同盟ニ独逸ヲ加入セシムルコトニ付侯ノ意見如何。

ラ侯 差当リ先ツ貴国ノミト之ヲ談合スル方然ルヘシ。追テ談合進行ノ上ハ更ニ独逸ヲ招キテモ然ラン。

爾來英國政府にては熟議を凝したる末、同年十一月六日ランズダウンより林に協約案を手交し、本邦政府の考慮を求めた。

大不列顛及ヒ日本兩國政府ハ偏ニ東亞ニ於ケル現状及ヒ全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ韓國カ如何ナル外国ニモ併吞セラレサルコト及ヒ清國ノ獨立ト領土保全ヲ維持シ同國ニ於ケル商業及ヒ工業ニ付各國均等ノ企業權ヲ享有スルコトニ關シ特別ナル利益關係ヲ有スルヲ以テ下名ハ正式ニ各其政府ノ委任ヲ受ケ茲ニ左ノ如ク約定セリ

第一条 大不列顛國若クハ日本國ノ一方カ上記ノ利益ヲ防護スル上ニ於テ別國ト戰端ヲ開クニ至リタル時ハ他ノ一方ノ締約國ハ嚴正中立ヲ守リ併セテ他國カ其同盟國ニ對シテ交戦ニ加ハルヲ妨クコトニ努ムヘシ

第二条 上記ノ場合ニ於テ若シ或他ノ國カ同盟國ノ一方ニ對シテ交戦ニ加ハル時ハ他ノ一方ノ同盟國ハ來テ之ヲ援助シ協同戰闘ニ當リ憐和モ亦相互合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ

第三条 西締約國ノ一方ハ他ノ一方ト協議ヲ遂グルコトナクシテ上記利益ニ關シ他國ト別約ヲ為ササルヘキコトヲ茲ニ約定ス

第四条 大不列顛國若クハ日本國ニ於テ上記利益カ危險ニ迫ルノ虞アリト認ムル時ハ兩國ハ相互ニ充分ニ且ツ隔意ナク協議スヘシ

別 款

西締約國ハ更ニ茲ニ次ノ約定ヲ為ス

西締約國ノ海軍ハ平時ニ於テ可成協同ノ動作ヲ為スヘシ而シテ其一方ノ軍艦カ他ノ一方ノ港内ニ於テ入渠スルコト及海軍貯炭所ノ使用其他西國海軍ノ安寧及ヒ敏活ヲ來スヘキ事項ニ付テハ相互ニ便宜ヲ与フヘシ

ランズダウンは林に右の協約案を手交したる後尙お言を添え、内閣會議の際に二、三の閣員は、日本が韓國に於て有する利益は極めて大なるに反し、英國の揚子江流域に有する利益は之に比すると重要な度合が低いので、日英兩國が同盟に依つて受ける利益の間に不均衡の嫌がある、故に同盟の適用範圍を今一層拡張し、例えば英國が印度に於て有する利益の擁護にも之を及ぼさしむることに致したいとの希望を表したので、是れ亦篤と勘考を煩わしいと語つた。

右の協約案にては、韓國に關しては單に同國の他國に依り併吞せらるゝを防ぐこと云々であるのみで、我國の韓國に於て有する優越の利益を英國に於て承認するの條句なく、又我國が其の優越の利益を擁護するに就て執ることあるべき措置を英國に於て妨碍せざるの保障も無い。林は此等の点を明瞭にすべき條句を協約の上に現わすか、或は斯く現わすのは他國に對し面白くないとすれば、別に之を密約してもよいとの意見で、該案を政府に電報すると同時に此等二、三の意見をも具申した。十一月八日此の電報に接した小村は、林を通じ英國政府に對して相當の期間に何分の

回答を為さざる可らざるに至つたが、桂と当時外遊中の伊藤との間に対英對露方針に關し測らずも意見の扞格あることが發見せられた。其の次第は左の如くである。

是より先き時の政友会総裁である伊藤は、政局の紛糾を厭つて外遊に意があつた。会々米国エール大学にて其の創立二百年に際し、名譽法学博士の称号を伊藤に贈ることとなつたので、伊藤は之を機として、暫く米国に遊ばんと欲したが、予て韓国問題に關する日露間の疾視反目に就て深く憂慮していた井上は、伊藤の此の際を機として歐洲に渡り、露都に往つて当路有志と相語り、日露両國間に禍根を艾絶すべき一協定を相結ぶの基礎に就て二臂の力を政府に添えられたく、國家の爲め一奮發を望むとの意を以て伊藤に露都行を勸説する所があつた。九月十一日伊藤は桂を訪ひ、之に就て桂に諮つた。桂は伊藤が右の目的で露都に向うのを心中大に好んだ訳ではないが、名戸内外に高い伊藤が個人の資格にて露國当路者と談笑し、現行の日露協商に優る一取極の基礎を發見せんとするには不同意を表する余地なく、或は以て我が政府の意思を疏通せしむ上に効果あるべきと、且其の外遊を機とし、當時閣議の決定せる外債募集に就て助力を煩わすにも便あるとに由り、桂は伊藤の渡歐の拳を賛成した。或は云う、桂は日英同盟計画に對し伊藤より容喙掣肘の続出せんことを慮り、而して伊藤居らずば井上は之を説伏すること難からずとし、即ち敬遠的に伊藤の外遊を賛したのであると。強いて揣摩すれば多少其の傾もあつたであらう。

伊藤の露都行に就ては、當時在本邦露國公使であつたイスヴォルスキーの回想録に「余は東京駐劄中、本国政府に向つて日本に對して調和的態度を執ること、及び聳しき滿韓問題に關し日本と一協商を為すことの要を力説した。余の此の方針に關する努力は、遂に日本の有數なる政治家伊藤侯爵の日露間に一協商を企圖するの目的にての渡歐とな

つた」(Seegar, The Memoirs of Alexander Iswolsky, p. 21) とあるに於て、或はイスヴォルスキーは閑時伊藤に露都行を慫慂し、伊藤は其の慫慂を多少考量に加えしかと思えば思えぬではない。兎も角も伊藤の発程期漸く近づくや、桂は九月十三日伊藤の爲めに祖宴を私邸に張り、山県井上の二元老亦之に陪した。其の席上、日露協商問題に關し端なくも伊藤と桂との間に意思が充分に疏通してなかつた事實が露われた。伊藤は当日意氣軒昂、桂を顧みて曰く、「若し露國にして我が希望を容諾すとせば、敢て問う之に對し政府の決心如何」と。伊藤は他の答うるを俟たず言を續けて「予は未だ曾て今回の如き愉快なる旅行を爲したることがない。今や何等の官命を帯びず、身に毫末の煩累なく、歐米の政治家と膝を交えて縱談放論、天下の快事亦之に過ぐるものあらんや」と言つた。山県は之を聴き、端然襟を正しくして「日英同盟は極東全局の利害に鑑み、清韓兩國の保全を主眼として議を進めんとしてゐる。今若し韓國のみに就て別に露國と協商を為さんとし、露國之を容諾するに於ては、我れ必しも之を拒まないが、唯だ斯かる重大の國際案件に關しては独斷擅行を許さるべきでない。露國の意向は宜しく之を政府に報告せられ政府の決裁に俟たるゝとの順序に出でられたく、此の点に就ては敢て充分の留意を乞う」と述べたので、伊藤は怫然として答えて「予は自ら好んで外遊を欲するのではない。小六ヶ敷注文があらば外遊を中止せんのみ」と。一座撫然となつた。桂徐に口を開いて曰く、不肖素々短才淺識、敢て宰相の器でないが、唯だ先輩諸公の扶擁に依りて幸に過失なきを希うのみである。然れども既に誤つて輔弼の大任を忝うする以上、大小の國務自ら与り聞かずして叨りに聖裁を乞うは君國に忠たる所以でない、況んや國家將來の安危休戚に係る重要外交案件に於てをや。諸公乞う此に留意せられたいと。言恭にして意頗る硬。山県井上共に然りとした。伊藤復た敢て辯ぜず、斯くして獻酬款語時を移し、互に健康を

祈つて相別れた。

当時伊藤と桂の各對露對英意見の逕庭を迴尋するに、伊藤は必しも日英同盟を悦ばないのではなく、八月四日葉山での桂と会見の際、主義に於て既に之に賛意を表したのである。但だ伊藤は日英同盟の成立は寧ろ容易ならずと爲し、乃ち先づ日露協商を試み、成らずんば力を日英同盟の成立に注ぐべく、結局は日露日英孰れなりと我れに利あるものを取らんと云うにあつたようである。然るに桂は之に反し、日英同盟を以て初めより我れに利あるものと爲し、日英同盟の締結を妨せざる範圍内に於て別に日露の間に協商を試むるは敢て不可なし位の意見であつた。且其の日露協商なるものに就ても、伊藤は韓国に於ける自由行動の權を我に収め得るに於ては、滿洲及び韓国に關し露國に幾分の犠牲を払ふも已むなしと爲したが、桂は飽く迄日英同盟の精神を扞格せざる範圍内に於て韓国に於ける自由行動の權を得ざる可らず、若し露國と協商をするにしても、此の意義を離脱す可らず、と云うに於て両者の間に根本の相違があつた。且桂は後日、若し伊藤にして其の出発に先だち、此等の点に就て十二分の所見を披瀝し、当局の責任者たる自分と意見の交換をしたのであつたなら、兩個の間に一致点を見出し得ぬ訳ではなかつたが、伊藤は胸中の所懐を多く秘して語らず、海外に至つて電信にて初めて意見を述べ、其の將に成らんとしたる日英同盟に代えるに日露協商を以てせんとし、故更ら問題を紛糾に導いたのは遺憾千万であると云つた。此の点に就ては多少の感情の行違もあり、事實の誤解もあつたであらうが、要するに伊藤と桂との間に意思の多少疏通を欠いてゐたのは掩ふ可くもない。

さる程に伊藤は、小村の北京からの帰朝に先だつ数日前、即ち九月十八日を以て横浜を発し、米國に滞在すること三旬にして仏國に直航し、英國政府から同盟協約案の提出があつた當時には既に巴里に到着してゐた。伊藤は元老とし

て日英同盟の最後決定の廟議に参与すべき位地に在つたのみならず、伊藤と桂との間には予て韓国問題に關し露國当局者と開談すること、若しくは開談するを妨げざることをの諒解のあつたのは前述の如くである。故に小村は前述の如く林より英國政府の同盟協約案の電送に接するや、桂の意旨を承け、十一月十三日をもつて林に対し、英國案に対する我が政府の確定意見は遠からず電報するが、其の間に伊藤を巴里に訪ひ、従来の往復電報を示し、英國案の要旨に就て其の賛援を得るに努められたしと訓令した。仍て林は同月十四日巴里に往き、伊藤に英國案を内示し、交渉の経過を説明した。伊藤は林の説明を聴き、同盟交渉の進行を意外とし、沈思黙考、稍々進退に惑えるの風であつた。そこで林に告げて、自分の日本出發の際迄は、桂は特に日英同盟を重要視するの模様も見えなかつたが、商議既に斯く迄進行してゐる以上は、最早之を中止する訳にもゆくまいと言つた。林の「日英同盟協約締結始末」に依れば、

侯(伊藤)ガ本邦ヲ出發セラレタル際ニハ帝國政府ニテモ本件ヲ真面目ニ議シタルコトナク日英同盟ナトハ到底成就セサルモノト見做シ居タリシ様子ナリ去レハ侯ニモ露國ニ赴キ同國ヲシテ朝鮮ニ於ケル日本ノ自由行動ヲ認メシメ日露兩國ハ馬山浦ニ根拠地ヲ設ケサルコトヲ約シ又先方ノ望トアレハ日本ハ滿洲ニ於ケル露國ノ自由行動ヲ認ムル位迄ノ談合ヲ為ス積ナリシカ如シ。然ルニ英國政府ヨリ協約案迄提出シ来リタルニ付侯モ一時ハ大ニ其ノ進退ニ困却セラレシ様子ニ見受ケタリ。

本使ニ於テモ亦同様ニテ本件ニ關スル英國外務大臣トノ談話ヲ始メトシマクドナルド氏ノ談話迄モ時々委シク電報シ且ツ八月十四日ランスダウン侯ト談話ノ節侯ニハ晝中休暇ノ後歸倫ノ上ハ真面目ニ本件ヲ談スヘキニ付意見交換ニ關スル必要ノ權限ヲ帝國政府ヨリ得ル機談話アリシニ付其次第直チニ申請シタリシニ拘ハラス帝國政府ニテハ余リ之ニ留意セス剩サヘ伊藤侯ニ右ノ如キ任務ヲ托シタル次第ヲ聞キ本使モ大ニ喫驚セリ。乍去英國政府ヨリ既ニ草案迄モ提出シタル上ハ此ノ儘我政府ニテモ手ヲ引クヘキニ非ラス。是ハ伊藤侯モ同一意見ニ付遂ニ侯ト協議ノ上先ツ第一ニ侯ハ日英同盟ニハ大体同意ナルコト(是ハ隨分面倒ニテ本使再三論

告ノ末此ニ至リタルモノナリ。次ニ侯ニハ露都ニ赴クコトヲ既ニ同政府へ通知済ノコトニ見エ角同国へハ一応進行スヘキニ付英
国政府へノ回答ハ侯カ露国ヨリ何分ノ通知ヲ為ス迄ハ之ヲ見合セ其間ニ協約案ニ関スル文字等ヲ克クヨク研究セラレタシトノコト
ヲ電報セリ

とある。以て伊藤の当惑振りの一端を見ることが出来る。

伊藤は林と会見後、十四日桂に電報を發した。其の要は、自分は日英同盟協約案に対し大体賛意を表するが、尙お
(一) 若し此の協約に独国を加入せしめるを望むならば、日英交渉の甚しく進行せざる以前に彼れに協議するを得策と
認める、(二) 同盟協約を清国本土のみに限るや將た清帝国全版図に拡むるや、(三) 協約草案中の「韓國の他国に依り
併吞せらるる」は、我が目的に対して余りに狹隘に失することはないか、兎も角も自分は先約に依り一応露都に到つ
て意見を交換すべく、其の際迄は政府に於て最終の断案を猶予し、其の間に於て協約の主義、細目、字句、及び将来
の効果等に就て充分研究を尽されんことを希望するといふのであつた。桂は曩に林が英案を伊藤に内示した頃、伊
藤に対し電信にて露都行に關し注意を促したが、右の電報に接すると十一月二十日を以て重ねて伊藤に対し注意を求
めた。其の要に曰く、日英同盟問題は今や既に進行し、重大なる理由なき限り其の回答の遷延を許さず、又我國の威
信を甚しく毀損することなくして手を引き得ない状態にある。自分は閣下に成るべく速に露都に向われんことを請
ふ、併せて右の点に就て切に留意せられんことを望むと。桂の真意は伊藤の露都行の中止を希うに在つたのであろう
が、伊藤の位地に対し特に婉曲に斯く請うたのであろう。伊藤は露都に急行すべき旨を返電してきたので、桂は之を
以て伊藤の政府の意思に接近し来れるものと推断した。而も他の一方に於て、林は伊藤から桂は特に日英同盟を重要

視するの模様も見えざりし云々の言を聴き、政府の態度に就て痛く惑う所があつたのみならず、栗野公使が日露間に
何か提携を為すを條件として其の任命の内相談に応じたとの説をも耳にしたので、小村に電信を發し、栗野に關する
風説が果して真なりとせば、是れ實に政府の本使をして日英同盟を交渉せしむる從來の方針と相容れざるのみならず、
我が政府の名誉及び威信を毀損すること甚だしい。同盟の交渉は既に進行して今や手を引き難く、本使独り責を引く
も我が政府は友邦に対して信を破り、且從來共同の擬想敵国と提携したりとの非難を免かるゝ能わざるべしと具申し
た。小村は病床に在りて此の電報を見るや、直ちに回電案を口授し、我が政府は未だ曾て從來の訓令に矛盾する考案
を抱きしことなく、今日と雖も決して從來の方針と変りなく、栗野の任命には何等の條件もない。栗野に対しては韓
国問題を我が利益に解決するの方案を研究すべき旨訓令したが、右は韓國に關するのみで、且右は何人が露国に赴任
するも公使として当然考慮すべき所であるとの意を返電せしめた。

林は十一月十九日巴里から倫敦に帰り、翌二十日ランズダウンと会見した。林は小村の明截確的な右の回訓に依
り胸中の疑念を一掃するを得たけれども、ランズダウンは伊藤の露都訪問に關し心中頗る不安の様子で、先づ日本政
府の回答の期を問うたので、林は同盟問題は日本に取りて未曾有の大問題なるが故に、其の回答は自然遷延するも已
むを得ないであろうと答え、ランズダウンは之を諒とし、日英兩國既に真面目に本問題の商議を開始せる以上は、其
の決了は成るべく迅速なるを可とする。日本政府にして修正案あらば英國政府亦之を協議するに就て更に多少の日子
を要すると見ざるを得ないが、但だ斯く時日を費す間には自然外国に漏泄するの虞があると云つた。伊藤の露都訪問
に關しては、林は其は全く一私人の漫遊に過ぎず、何等使命を帯びたものでないと説明したが、ランズダウンは尙お釈

然たらざるものゝ如くであつた。伊藤の米国より特に仏国に直航し、巴里の滞在三週間に互れる間に英京を訪わす、而して更に酷暑を冒して露都に往こうとするのを見たのであるから、伊藤の行動に猜疑の念を抱いたのは英国としては必しも無理ではなかつた。是に於てか林は政府に対し、成るべく速に商議を進める措置を執られんことを請い、二強国に対し二股的行為に出づるの危険なること、露国と協定せんと欲せば英国と同盟後何時にても為すに難からざること等の所見を稟申したので、小村は直ちに林に回電し、政府に対し斯る疑懼を抱くの無用なることを述べ、伊藤は何等官命を帶有せず、全然自己の責任にて行動する者なるが故に、英国政府に対し篤と此の意を説明すべきことを訓令した。而して林は別に当時露都に在つた伊藤に対して商議の現状を内報し、重ねて二股的行動の危険なるを説き、閣下の露都に在りて平和的協定を為さんと試むることすら日英同盟の商議を妨ぐる虞あるが故に、露都滞在は真の漫遊に止め、談話は真に意見の交換に止められたいと求めた。斯く求められた伊藤は林に対し、自分も亦日英同盟交渉を継続するの必要を認め、露都に於ける自分の会談には、日英同盟案の精神に矛盾するが如きものは総て避くべし、との旨を回電し、これを桂に転電せしめたが、而も更に桂に対しては電信にて、林公使は自分の露都訪問は真の漫遊に止め、談話も真の意見交換に止めんことを請求して来たが、政府の意亦然るかと電照した。同月二十六日此の電信に接したる桂は、翌二十七日を以て伊藤に返電を發し、懸案の交渉を継続するの必要を認められたるを感謝し、現在の情勢は政府に於て英国との交渉を中止し若しくは遷延せしむるを許さざるに顧念し、林公使の要望するが如く露都に在つては真の意見交換に止め、日英同盟案の精神に矛盾するが如き談話に互るなきを衷心希望するの旨を通した。而も伊藤は露都に於て露国の官廷及び政府より優遇を受け、同月二十八日露帝は伊藤を引見し、日露の協調は両国相互

の利益の爲め將た東洋の平和の爲め願わしいと語り、賜うに最高勳章を以てし、外相ラムスドルフは特に伊藤の爲めに盛大なる晩餐会を催した。斯くして伊藤は露都滞在中、ラムスドルフ及び蔵相ウキツテと前後三回相会して韓国問題に關し長時間稍々踏入つて意見を交換した。伊藤が当時私案として両相に提示した日露協商案は左の如くである。

第一条 韓国独立ヲ相互ニ保障スルコト

第二条 韓国領土何レノ部分タリトモ兩國相互ニ對シテ兵略的目的ノ爲使用セサルヘキコトヲ相互ニ保障スルコト

第三条 朝鮮海峽ノ自由航行ヲ危クスル一切ノ軍事的準備ヲ韓國沿岸ニ於テ爲ササルヘキコトヲ相互ニ保障スルコト

第四条 露國ハ政治上工業上及商業上ノ關係ニ於テ韓國ニ於テ日本ノ自由行動ヲ認め並ニ韓國カ其善良ナル政府ノ義務ヲ行フニ當リ日本カ助言ト助力トニ依リ同國ヲ扶助スルノ專權ヲ有スルコトヲ認ムルコト。右ノ中ニハ叛亂並ニ日韓兩國ノ平和的關係ヲ不安ナラシムヘキ類似ノ事端ヲ鎮靜スル爲必要ノ範圍内ニ於テ軍事上ノ助力ヲ与フルコトヲモ包含スルモノトス

第五条 本協約ハ總テ従前ノ協定ニ代ハルモノトス

要するに伊藤の趣旨は(一) 韓国の独立尊重、(二) 韓国を軍事上に供用せざる誓約、(三) 對島海峽の自由通峽保障、此の三者を相互に約するに於ては、日本は韓国に於ける商工業上、政事上、及び或程度までの軍事上の自由行動を露国をして承諾せしむるを得べしというを基礎とし、而して露国の韓国に關する此の讓歩に對しては、我れ亦滿洲に於て露国に讓歩するの必要ありと云うにあつた。但だ伊藤の提案の一言も滿洲問題に觸るゝ所なかつたのは、桂内閣の之れに對する意向如何を慮つた結果であらう。伊藤は此の提案をラムスドルフに示すに方り、飽く迄一個の私案に過ぎないことに注意を求め、乃ち若し露国にして此の條件を承諾するの意あるに於ては、自分は本国政府に向つて日露

協約の開談方を勧告し、其の成立に尽力すべき旨を申添えた。

露国側では、蔵相ウキツテは大体に於て伊藤案に賛成し、日本が韓国の独立を尊重し、且韓国を軍事上の目的に使用しないことを誓約するならば、全然同意であると述べたが、外相ラムスドルフは、右の協商案は露国をして全然韓国を抛棄せしむるの結果を来たすのであるから、斯かる基礎では協商の成立を期し得べきや疑なき能わざるも、尙お篤と協議の上何分の回答を為すべしとて自説を留保し、伊藤の程なく露都を去つて伯林に到つた頃同地に宛てて伊藤に回答を為した。其の回答の要旨は、

- 一 日露兩國の共に韓国の独立を尊重することには同意すること。
- 二 韓国の全土を軍事上に使用せざることは、日本のみ独り之を誓約すること。
- 三 対島海峡の自由航行を保障するが為め韓国に防備を施さざること、日本のみ独り之を誓約すること。
- 四 日本の韓国に於ける自由行動は商工業に就てのみ之を承認すること。又政事上及び軍事上の事項に關し助言及び助力を与うる場合には、露国と協議の上という条件を附すること。
- 五 日本は嚴に内乱鎮定に必要な軍隊の外一切軍隊を派遣せず、又其の軍隊は今後露国境界に沿接して明確に劃定せらるべき境界内に入れしめざることを日本に於て誓約すること。
- 六 日本は露国国境に相接する清帝国内に於ける露国の優越権を認め、同地方に於ける露国の自由行動を阻害せざることを日本に於て誓約すること。

と云うにあつた。而して右の六に就てラムスドルフは説明を加え、此の條件は畢竟日本政府が一八九八年・明治三十

一年西男爵の書簡に於て承認せられたる原則の実行に外ならずと云つた。

伊藤はラムスドルフの修正案の片務的なを認めぬではなかつた。而も伊藤は日露協商の成立を希望せるに切なる、同修正案の全文と之に對する自分の意見を桂に電報し、併せて此の機会を逸せず日露協商を決定せんことを慫慂した。去れど桂及び小村は、露国の到底誠意を以て我が方に満足なる協商を遂ぐる意思なきを信じたのみならず、其の一時甘言を以て伊藤を遇するは日英間の交渉進行し居るを聞知せしが故のみと認め、特にラムスドルフの修正案第六の如き、滿洲問題に於ては政府は伊藤侯執政時代の政策を踏襲し現下の滿洲談判に關聯して清国政府に對し第三国の條約上の權利又は清国の主権を侵害すべき何等の協約を結ばざる様助言を与え、英米も之に倣い、且つ政府は再三留保を付せず清国の領土保全と同国に於ける企業権の均等は日本政府に於て一の主義とする所なる旨を声明した次第もあり、又同盟問題は別とするも、此際韓国に於ける讓与の報酬として滿洲に關し本邦従来の態度と相容れない協定を露国と結ぶことは列国に對し威信を失うものである。而も我が提議は相互主義に基くに反し此露国案は相互主義を閉却したものであるから、此の點に關し何分の御意見あるまでは貴電の披露を見合すべき趣旨を桂は伊藤に十二月二十日付電報を以て申送つた。之に對し伊藤は二十三日、韓国に關する自分の目的は同国の現状を一層我が利益に變更し同国の政治上の干渉に於て我方に独占的自由行動を獲得するに在り、此の目的に付露国をして承認せしむるには滿洲に於ける露国の自由行動を幾分我方に於て承認する覚悟を要する。右自由行動とは露国が占領前事実上占有したものと占領後我方の欲すると否とに拘わらず占有すべきもの、例えば鐵道保護の如きもののみ露国に讓与せんとするものである。而して單に相互主義を基礎とする協調よりは日本に一層有利な事態を設定すべく、都合悪い場合に於て相互主義に出

づる覚悟であると辯明し、韓国に於ける現状の変更は、其維持の爲の英国との協調も日露間の協調を得ずには我方に裨益する所がないと電答してきた。右に關し桂首相は二十九日伊藤に電報し露国に与え得べき譲与に付ては同意見であり、若し露国が其線まで譲歩した上で予備的協議が成立するならば、公然談判を開くも可である。然し我要求の相互主義は満洲に於ける露国の軍事的行動を叛乱乃至騷擾の鎮圧及露国をして満洲より撤兵させ同地方の一部たりとも兵略上の目的に使用するを得ざらしむることにある。公然の商議を開く前露国をして主義に於て我方の意見を受諾せしめるを必要とする。然も自分は露国との商議開始前に目下進行中の英国との商議を至急完結する積である旨を報じた。

伊藤は一面に於てラムスドルフに対しては、其の送附の修正案を以てしては商議の基礎として之を本国政府に紹介するの得失に關し重大の疑念なきを得ないが、先づ細目に互つて之を研究し、其の上にて自分の確定意見を通報しよう。但だ帰朝の期が既に迫つていたので、東京に着する前或は再び書を裁するの機会なきやも知れず、故に此の上本問題に關する通信を継続する与否とは将来の未定に属せしめようと答え、ラムスドルフとの私的交渉は是れにて一先づ打切りとした。而して伊藤は十二月三十日を以て右の次第を桂に通報し、併せて将来本問題の發展は予（伊藤）の大に重きを置く所であるが、委曲の事情は帰朝後面談の上でなければ知悉せしむる能わずと云い、斯くして本問題は桂と出先きの伊藤との間に一段落を告げた。

伊藤と桂及び小村とは斯の如く日英、日露問題に就て意見を異にし、之が爲め一時は累を伊藤桂兩政治家の私交關係にも及ぼしたる程であつたが、伊藤の露都訪問に対しては英国は大に猜疑の眼を以て之を視、随つて大に協約の締結を急ぎ、遂に恙なく其の成立を見るに至らしめたことに於て、伊藤の日露提携運動は偶然にも桂及び小村の成功に

寄与するの結果となつた。殊に伊藤は露都から伯林を経て倫敦に来れる後、一月一日を以て林と相携えてランズダウンを訪問し、日英同盟の成立に斡旋する所があつたので、同盟協約發表後露都にては伊藤の狡猾なる遂に露国を欺いたとて憤慨せし者もあつた。同時に他の歐洲外交界に於ては、該協商を成立せしめた功の一半を伊藤の外交に歸した者すらもあつた。

翻つて本邦政府にあつては、是より先き十一月八日に英國政府の協約案に接してから一週日を経、桂は伊藤の同月十五日巴里發電報に於て、其の露都に到り意見を交換する迄は政府に於て最終の断案を猶予ありたしとの要請に接し、之に對し英國への回答は之が遷延を許さざるに鑑み、速に露国に向われんことを乞う旨伊藤に返電した次第は曩に述べた。同月二十五日、即ち伊藤の露都に到着した日、桂は林から伊藤の林宛同月二十四日の電報、即ち自分も亦同盟交渉を継続するの必要を認むること。露都に於ける自分の会談には、日英同盟案の精神に矛盾するが如きものは総べて避くべし、との転電に接し、同盟交渉の継続には伊藤も賛成なるを確知し、其の二十八日特に閣議を開き、小村の英國案に對する修正案を審議した。当時小村は病余の疲労甚しかつたので、此の閣議は外相官邸に於て開かれたが、問題を特に対議會策と称せしめて世上の臆測を避け得たのは、桂の深慮に出でたのである。閣議は一、二文字の修正を加えて之を可決し、桂は次で参内し、其の次第を委曲伏奏した。明治天皇は之を親閱せられ、諸元老の意向を確め、且外遊中の伊藤の意見をも徴すべき旨御沙汰があつた。其の修正案は左の如くである。

日本国及大不列顛国政府ハ偏ニ極東ニ於ケル現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ別国カ韓国ヲ併合シ又ハ其領土ノ一部ヲ占領スルヲ妨クルコト及清帝國ノ獨立ト領土保全ヲ維持シ同國ニ於ケル商業及工業ニ付各國均等ノ企業權ヲ享有スルコトニ関シ

第八章 第一次外務大臣時代

特別ナル利益關係ヲ有スルヲ以テ下名ハ正式ニ各政府ノ委任ヲ受ケ茲ニ左ノ如ク約定セリ

第一条 日本国若クハ大不列顛国ノ一方カ上記ノ利益ヲ防護スルニ上ニ於テ別国ト戦端ヲ開クニ至リタル時ハ他ノ一方ノ締約国ハ嚴

正中立ヲ守リ併セテ他国カ其同盟国ニ對シテ交戦ニ加ハルヲ妨クルコトニ努ムヘシ

第二条 上記ノ場合ニ於テ若シ他ノ一国又ハ数国カ同盟国ノ一方ニ對シテ交戦ニ加ハル時ハ他ノ一方ノ同盟国ハ來テ援助ヲ与ヘ協

同戰闘ニ當ルヘシ講和モ亦相互合意ノ上ニテ之ヲ為スヘシ

第三条 両締約国ノ一方ハ他ノ一方ト協議ヲ經シテ上記ノ利益ヲ害スヘキ別約ヲ為ササルヘキコトヲ茲ニ約定ス

第四条 日本国若クハ大不列顛国ニ於テ上記ノ利益カ危殆ニ迫レリト認ムル時ハ兩國ハ相互ニ充分ニ且ツ隔意ナク通告スヘシ

第五条 本同盟ハ本協約締結ノ日より五ヶ年間効力ヲ有スモルノトシ両締約国ノ好ニ随テ更ニ繼續シ得ヘキモノトス尤モ其有効期間ノ尽ル時ニ於テ同盟国ノ一方カ現ニ交戦中ナル時ハ本同盟ハ講和結了ニ至ルマテ当然繼續スルモノトス

別 款

両締約国ハ更ニ茲ニ次ノ約定ヲ為ス

第一款 両締約国ノ海軍ハ平時ニ於テ可成協同ノ動作ヲ為スヘシ而シテ其一方ノ軍艦カ他ノ一方ノ港内ニ於テ入渠スルコト及石

炭搭載其他兩國海軍ノ安寧及効力ニ資スヘキ事項ニ付テハ相互ニ便宜ヲ与フヘシ

第二款 両締約国ハ何レモ東洋ニ於テ最大海軍力ヲ有スル別国ノ海軍力ニ比シ実力上優勢ナル海軍ヲ常ニ東洋ニ維持スルコトニ

努ムヘシ

第三款 大不列顛国ハ日本国カ現ニ韓国ニ於テ有スル利益ヲ擁護増進スル為メ適宜必要ノ措置ヲ採リ得ルコトヲ承認ス

桂は前述の御沙汰に基き、一面には小村をして右修正案を林に電報し、尙お在倫敦公使館員を露都に急派して之を

伊藤の許に速達すべき旨を訓令せしめ、他の一面には諸元老の間に往来して其の諒解を求めた。十二月七日、元老會議は葉山の長雲閣に於て開かれた。此の會議に列席せし者は主人の桂を始め山県、西郷、井上、大山、松方の諸元老、及び小村と山本海相であつた。席上同盟問題の発端より当日に至る経過の要点は改めて反覆説明せられ、次で審議に移り、特に日英同盟の利害、日露協商との得失比較に就ては、小村は其の用意した意見書を提出して詳細に説明した。井上は予て伊藤と日露協商に就て打合せあつた關係上稍々躊躇し、現に十一月二十八日及び十二月四日の兩度政府を介して根本的に日英同盟を危ぶむ自己の所見を伊藤に打電したる次第であるが、他の元老は皆修正案に同意を表した。去れど井上も当時桂及び小村よりは勿論、特に外務省履デニソンより詳に同盟を利とする所以の説明を聴き、且伊藤も大体同意なりとのことを承知するに及び、事情既に然る上は自分も衆議に同意すべしと云い、結局満座同意の署名をした。小村の当日提出したる日英同盟に関する意見書は、山座政務局長が特に小村の旨を承けて執筆し、更に小村の添削を加えたるもので、当年の我が外交方針に関する文書として傑作の一に属する。

清韓兩國は我邦と頗る緊切なる關係を有し、就中韓国の運命は我邦の死活問題にして、頃刻と雖も之を等閑に附すべからず。故に帝國政府に於ては、從來屢々韓国に關し露國と協商を試みたるも、露は韓国と境を接し、且滿洲經營の關係あるが故に、常に我希望に反対し、為めに今日に至る迄未だ韓國問題の満足なる解決を見ざるを遺憾とす。

然るに一方に於て、露の滿洲に於ける地歩は益々固く、縱令今回は撤兵するに於ても、尙彼れは鐵道を有し、且之れが護衛なる名義の下に駐兵の權を有す。故に若し時勢の推移に一任せば、滿洲は遂に露の事実的占領に歸すべきこと疑を容れず、滿洲既に露の有とならば、韓国亦自ら全ふる能はず。故に我邦は今に於て速に之に処するの途を講ぜんこと極めて緊要に属す。

第三節 日英協約の締結

蓋し之を過去の歴史に徴し、現下の事態に鑑みるに、露をして我希望の如く韓国問題の解決に応ぜしむるは、純然たる外交談判の能くする処に非ず。之を為すの方法唯二あるのみ。即ち一は我希望を貫徹するが爲めには交戦をも辭せざるの決心を示すこと、

二は第三国と結び、其の結果に依りて露をして已むを得ず我希望を容れしむることなり。然れども露国との交戦は常に出来得る限り之を避けざるべからざるのみならず、滿洲に関する彼れの要求も大に温和化したるを以て、我より進んで最後の決心を示すべき正当の口実を有せず。故に結局第二の方法に依り他の強国例へば英と結び、其の共同の勢力を利用し、以て露をして已むなく我要求に応ぜしむるの外良策なしと思考す。

仮りに純然たる外交談判を以て露と協約を結び、彼我の交誼をして大に親密ならしめ得るとするも、其の得失如何を稽ふれば實に左の如くなるべし。

一、東洋の平和を維持するも單に一時に止まるべきこと。

日露協約は一時東洋の平和を維持することを得べし。然れども露の侵略主義は到底之に満足せず、進みて支那全国をも其勢力の下に置かんことを期するものなるが故に、露国との協約は固より永く和局の維持を保証するに足らず。

二、經濟上の利益少なきこと。

滿洲鐵道及西比利亞鐵道は今日と雖も之を利用し、少なからざる便益を享くるを得べし。然れども該地方は將來其人口大に繁殖し諸般の事態進歩する迄は、貿易上左して有望の地と認むる能はず。而して右の如き時代は猶頗る遠しと云はざるべからず。

三、清國人の感情を害し、其結果我利益を損する少なからざるべきこと。

近時清国は上下拳つて我邦に親しみ、我邦に信頼するの風を長じ來れり。之れ實に乘すべき機にして、或は通商に、或は工業に、或は文武の顧問教育等清国に於て我邦人が為すべき事業は一にして足らず。而して之を為すには清国上下の感情を今日の如く良好に維持せんこと極めて緊要なり。然るに若し露国と協約せば、此の趨勢は忽ち一変し、所謂千仞の功を一貫に欠くの憾あるべし。

四、英と海軍力の平衡を保つ必要を生すべきこと。

此の如く日露間の協商は經濟上利益少なきが上に、露と親しみ英の感情を害するの結果は、常に我海軍力をして英と權衡を保たしめざるを得ざるに至らしむ。

之に反して若し英と協約を結ぶに於ては左の如き利益あるべし。

一、東洋の平和を比較的恒久に維持し得ること。

英は東洋に於て領土上の責任を増すことを好まず、彼れの希望は寧ろ現状を維持し、而して専ら通商の利益を図るに在るものゝ如し。故に英と協約の結果は露の野心を制し、比較的に永く東洋の平和を維持するを得べし。

二、列国の非難を受くる恐れなく、帝國の主義に於ても一貫すべきこと。

日英協約の性質は平和的、防衛的にして、其直接の目的は清韓兩國の保全と清國通商上の門戸開放とに在り。故に毫も列国の非難を受くる恐れなく、又屢次宣言せられたる帝國の主義とも符合す。

三、清国に於ける我邦の勢力を増進すること。

日英協約を成せば清国は今日より一層深く我邦に信頼すべく、随つて同国に於ける我利益の拡張、其他諸般の計画を一層容易に行はるゝに至らん。

四、韓国問題の解決を資すること。

露国をして我希望の如く韓国問題の解決に同意せしむるの方法は、結局第三国と結び、露をして已むを得ず我希望に応ぜしむるの外なきことは既に陳べたるが如し、而して英け即ち最も適當なる第三国にして、之れと結ばし韓国問題の解決上我邦の利益に帰すること渺なからざるべし。

五、財政上の便益を得ること。

日英協約の結果は一般の経済界に於ける我信用を厚くすべきのみならず、我国力の発達増進は即ち協約相手たる英の利益に外ならざるを以て、英国人民は寧ろ喜んで我邦の爲めに財政上及経済上の便宜を謀るべく、政府と民間とを間はす爲めに便益を得ること少なからざるべし。

六、通商上の利益少なからざること。

英の殖民地は五洲に治ねきが故に、若し日英の關係大に親密なるに至らば、我邦は殖民に於て、通商に於て、其利益を享くること満洲及西伯利亞とは同日の論にあらざるべし。

七、露国と海軍力の権衡を保てば可なること。

露国と海軍力の権衡を保つことは、之れと反対に英と対抗して常に英より優勢の海軍力を維持するに比すれば遙に容易なるべし。

以上述ぶるが如くなるを以て、日英協約は日露協約に比し大に我邦の利益たることを疑を容す。

終りに臨み、今や歐洲列強は或は三国同盟と云ひ、或は二国同盟と称し、各合縱連衡に依りて己れの利益を保護並に拡張しつつあり、此間に処して独り孤立を守るは策の得たるものにあらず。現に英の如き、多年中立を以て其国是と爲せる邦国すら尙且他と協議せんことを希望するに至る。時勢の変遷亦推して知るべきのみ。故に我邦に於ても此際断じて協約を結ぶの得策なるを信ず。

尤も英の国勢は既に全盛時代を経過し多少衰頽に傾ける観なきにあらず故に同国との協約は一定の期限を設置するを以て得策と信ず。

此の小村意見書は露国及び其の極東政策を擁護する仏独に対する英米という世界的な対立の渦中で、日本がその何れの側に組するかという重大な岐路に際し、滿韓問題を局地的解決に限定せず、英米と提携して露国の領土的な侵略

主義を門戸開放の名のもとに排撃し、同時に金融財政的に貧弱な我が国の現状及び通商貿易上からも大局的にみて後者との提携を有利としたのだが、その提携に依る東洋平和の維持も比較的長期なものに過ぎずとし、更に英国は全盛期を過ぎていたので一定の期限を設置するを得策とする等々、小村の慧眼見るべきものが多いのである。

去る程に英京にあつては、林は小村の訓令に依り、松井公使館一等書記官（慶四郎男）をして我が政府の修正案を齎して伊藤の許に急派せしめた。同書記官は十二月三日露都に着し、直ちに之を伊藤に示した。伊藤は篤と研究の上伯林にて意見を知らすべしと告げ、四日露都を発して伯林に向い、同書記官も次で伯林に到り、再び伊藤に会し、初めて伊藤の対修正案意見を聴取するを得た。其の意見は、左の如くであるという。

英国政府が提出シタル協約案ニモ亦帝國政府ノ修正案ニモ他國カ朝鮮ヲ併呑スルコトヲ妨遏ス云々ノ文字アレトモ抑モ英國ハ朝鮮ニ何等ノ利益ヲ有セス朝鮮ハ一ニ日本ト露國トノ利害問題ノ關スル処ナレハ同國ノ安全ニ關シテハ何等英國ト約東スルノ利ナク露國ト協商ヲ為スコトヲ以テ得策トス。然ルニ協約案ニヨレハ英國ハ朝鮮ニ關シ日本ト同等ノ位置ニ立テル都合ニテ事實英國カ有セサル位置ヲ新ニ本協約ニヨリ与フル訳ナレハ此点ニ於テモ本協約ハ不道理ナリ、又若シ他國カ本協約ニ加入スルコトアラハ是亦彼ニ朝鮮ニ關シ日本ト同等ノ位置ヲ与フルニ至ルヘキヲ以テ此点ハ修正ヲ要スルモノナリ。尤モ清國ニ關シテハ日英全ク其見解利害ヲ同シクスルモノニ付清國ニ關シテハ同盟スルコトヲ得ヘキモ朝鮮ニ關シテハ日露ノ協商ヲ以テ本道トス。

修正案ノ別条中西國ノ艦隊平時ニ於テ可成協働スヘシ云々トアリ若シ仮令ヘハ或ル事件ニテ英國政府カ其軍艦ヲ牛莊或ハ他ノ港ニ廻航セシムルコトアル場合ニ日本モ亦其必要如何ニ拘ラス其軍艦ヲ派遣セサルヘカラス。如此ハ不要ノ約束ニテ帝國政府ハ其ノ煩ニ堪ヘサルヘシ。加之ナラス戰時ニ際シテノ取極ナキカ故ニ一戰端ノ起リタル場合ニ當リ我艦隊ノミ敵ノ主力ニ當リ英國ノ艦隊ハ他ニ口実ヲ設ケテ安全ノ場処ニ引込ムカ如キコトナシトセス。如此ハ頗ル不条理不利益ニ付此辺ノ事迄モ熟考シテ一般ノ取極ヲ

ナササルヘカラス。自分ハ現提案ニ一步ヲ進メ寧ロ直チニ攻守同盟ノ約ヲ結フ方利益ニアラサカトモ思考シ居ル位ナリ。又日英兩國ハ平時東洋ニ於テ他国ニ劣ラサル海軍ヲ維持スルコトヲ約スルハ日本トシテハ頗ル重大ナル負担ニ付如此取極ハ輕率ニ為スヘキニアラス。

として、更に「露国との交渉が我希望を容るゝの見込あるに直ちに英国と提携するは頗る早計なり」とした。

桂は右元老會議のあつた翌日、即ち十二月八日伊藤より同月六日伯林発の電報に接した。是れ則ち前掲の伊藤の意見にある「直ちに英国と提携するは頗る早計云々」の意を諷説し、且は御諮詢に対し自身の所懐を吐露した重要な電報であつた。頗る長文であるが、其の要旨は「自分の露帝との謁見及び外相ラムスドルフ、蔵相ウキツテとの長時間の会談は、勿論一個人の資格を以て為せるものなるも、自分は之に依り彼等は我国との一協商を衷心希望するものと感ぜり。若し日露兩國相互に韓国の独立を保障し、又韓国の領土の一部たりとも相互に対し之を軍略上の目的に使用せず、且韓国沿岸に砲台等を築造して海峡の自由航行を脅威するを為さざるべきを相約するに於ては、露国をして韓国に於ける政事上、商業上、及び乱徒鎮定の為めの軍事上の事項に關し我國の獨占的自由行動を承認せしむることに就て、自分は彼等を肯諾せしめたり。之に對する露国の代償的要求は、之を彼等の寧ろ明瞭なる諷示に依りて判断するに、露国が現に占拠し且事實上自由行動を有し居る所の滿洲に於ける其の多少手広き自由行動に在るに似たり。政府にして露国と一協商を試むるの方針を執るに決せば、其の代償の何たるかは、自分は正確に突止め得るの望みあり。自分は韓国に於て利益を有する唯一の国たる露国と一協商を為すは今日を以て最好時機なりと信じ、其の方針を切に政府に勧告す。此の協商は、日英同盟の成立後には確に不能となるべし。且日英同盟に就ては、自分の累次進言せる

通り、独逸を除外するは極めて不得策とす。他なし、独逸を除外すれば其の感情を害し、独逸をして露国に傾寄せしむればなり。加うるに独逸の誘否を独り英国の手裡に委するは、我国に取りて危険且不利益と思惟す。故に自分は日英同盟の締結は露国との一協商の成否を確むる迄、且独逸の感情を害せざることを疑なきに至る迄、之を遷延せしむるを得策と認む。將た又日英同盟案に對しては、自分に多少の修正意見もあるを以て、追つて電報すべし。本電全文乞ふ之を陛下の教覽に供せられよ」というに在つた。而も此の要旨は、内閣及び元老の両會議に於て既に研究に研究を尽したる点以外に出でない。此の電信は翌九日の内閣會議に附せられたが、閣員悉く之に不同意を表した。是に於て桂と小村とは相携えて参内し、伊藤の電信を教覽に供し、之に對する閣員一同の不同意と英国への回答は一日も猶予す可らざる所以を備さに奏上した。天皇は更に諸元老に再議を命じたが、諸元老悉く前議の外に意見のないことを覆奏したので、即ち聖断一下該修正案は裁可せられた。之は十二月十日のことである。

既に廟議は該修正案を議定し、天皇之を嘉納し給うたので、小村は同十日林に訓令して之を英國政府に提出せしめ、桂は別に伊藤に對し廟議決定の次第を電報した。其の要に曰く、「日英同盟に就ては陛下には深く宸襟を悩ませられ、閣員は勿論元老諸公に於ても、独り條文の上にのみならず現在及び將來の利害得失に付審議熟慮を尽し、閣下の電信は閣員反覆之を閲読し、更に陛下の教覽に供し、又勅命を奉じて再び元老と熟議し、各元老も亦閣下の電信に對し熟考を重ねたる末、日露協商の満足なる成立も予確し難く、而して徒に遲疑して日子を送る間には、英国をして其の提案を撤回するの決意を起さしめずとも限らず、為めに我國は英露雙方の感情を共に害する外一も得る所なきに至るやも測られざるに鑑み、寧ろ此の際断然英国と相結ぶの得策なるを認め、英国との交渉を愈々進行せしむることに廟議を決

し、御裁可を得たる次第なり」と。而も倫敦にあつては、林は予て伊藤より、我が政府の修正案を英政府に提出する前に一応通知を得たしとの希望もあつたので、林は伊藤に対し外務大臣より修正案提出の訓令を受けたこと、随つて其の訓令の更に取消されない限り、自分は職務上之を遵行せざるを得ずと信する旨を電報し、別に小村に之を移電し、併せて念の爲め右訓令通り直ちに措置して可なるやと請訓したが、小村は折返し遲滞なく訓令に遵つて行動すべき旨を電訓した。是に於てか林は十二月十二日を以て我が政府の修正案をランズダウンに提出し、併せて修正の理由を説明した。

是より三十五年一月下旬に至る迄約一ヵ月半の間は日英両政府に於て頻次内閣會議を催し、修正に修正を加え、林公使はランズダウン外相と再三會見を遂げ意見を交換し、一月三十日に至り漸く記名調印を了したのであるが、いまだ交渉の経過を摘録すると、

第一 我カ修正ニシテ容易ニ英政府ノ同意ヲ得タル事項

甲 東洋又ハ東亞ナル語ハ曖昧ニシテ其ノ適用セラルヘキ地域甚ダ不確定ナリ故ニ同盟協約ノ適用スヘキ範圍ヲ区劃スルニ當リ斯ル語ヲ採用スルハ単ニ語弊ノ嫌アルノミナラス他日實際問題ノ因タラシメサルニモ限ラサレハ之ニ代フルニ極東ナル語ヲ以テスルコト

乙 清國ニ關スル千九百年ノ英独協商ノ適用範圍ニ關シ英國政府ハ清國本部ト關外諸州トヲ包含スルモノトシ独國政府ハ之ニ反シ滿洲ニハ適用セサルモノト爲セル前例モアリ之ノ意見ノ背馳ハ清國ナル語ノ不明ナルニ起因セルモノナレハ今回ノ協約ニハ之ニ代フルニ清帝國ヲ以テシ該帝國ノ全部ヲ意味スル事ニ付キ疑問ナカラシムルコト

丙 英案第三条ニ於テ兩締約國ノ一方ハ他ノ一方ト協議ヲ經スシテ上記ノ利益ニ關シ他國ト別約ヲ爲ササルヘキコトヲ規定セル

モ所謂上記ノ利益ニ關スルモノト雖モ苟モ本協約ノ精神ト衝突スル所ナク又却テ之ヲ助長スル如キ別約ヲ他國ト締結スルハ蓋支ナキニ付「上記ノ利益ニ關シ」トアルヲ「上記ノ利益ヲ害スヘキ」ト改ムルコト

抑々英國ニ對シテ本件交渉ヲ進ムル同時ニ一方ニ於テハ本件ノ目的ニ背馳セスシテ露國ト協商ヲ爲スノ基礎ヲ発見スルコト首相外相均シク希望スル所タルヲ以テ本項ノ我カ修正提議ハ單ニ將來有リ得ヘキ事トシテノ用心ニ止マラスシテ現実ニ有スル希望遂行ノ余地ヲ保留シタルモノナリ

丁 英案ニハ協約ノ有効期限ニ關スル規定ナシ因ツテ差当リ五ヶ年ヲ以テ右期限ト爲シ期限クルニ及ンテ更ニ五ヶ年ツツ隨時繼續スルコトト規定セル一條ヲ新設シ之ヲ協定第五條トナスコト

戊 英案別款ニ見ヘタル貯炭所ノ使用ノ事ハ日仏通商航海條約第十四條軍艦便宜享受ノ項アリテ他國若シ均霑ヲ申込マハ之ヲ拒ムニ辭ナカルベキヲ慮リ單ニ石炭搭載云々ト曖昧ナル字句ヲ以テ之ニ代ルコト

以上は容易に兩政府間に意見の一致を見たが、我修正案の別款第二・三款の兩項即ち

第二款 兩締約國ハ何レモ東洋ニ於テ最大海軍力ヲ有スル別國ノ海軍力ニ比シ実力上優勢ナル海軍ヲ常ニ東洋ニ維持スルコトニ

努ムヘシ

第三款 大不列顛國ハ日本國カ現ニ韓國ニ於テ有スル利益ヲ擁護増進スル爲適宜必要ノ措置ヲ採リ得ルコトヲ承認ス

は彼我交渉の難点となり我が修正案提出後協約締結に至る迄の一月半の日子は此の兩項の妥議の爲に費やされたのである。

優勢海軍持統の件は山本海軍大臣の發案に依るもので、英國は現に各他國に對比して実力優勢なる海軍力を有するが、万一今回の日英協約を頼んで其の勢力を他方面に転置するを杞憂して、之を明文化せんとしたものである。ラン

スダウソ英外相は明治三十四年十月十九日内閣會議の後林公使に対し「英国内閣は世界何れの部面に於ても英国海軍力の配置を協約によつて拘束されることには断然反対である。然れども事実の問題としては英国は優勢なる海軍力を保持せざるを得ないであろう。何となれば第一に右は英国の利益保護上必要であり第二に輿論が右海軍力の減少を許さないであろうから」と述べた。即ち實質的には兎も角協約上拘束を避けんとしたのであるが、之に対し我国は「本條を遂行するの負担は英国より却つて日本に重い。何となれば英国は予備海軍あつて之を招来し得るが、日本は斯る予備を有しないからである。然し日本は東洋に於て海軍の優勢を保持するのは両同盟国に取り肝要なるを切に覺知してゐるので此の負担に當る覺悟がある」と主張し、東亞に於ける英国海軍力を協約に明文化せんとしたのであるが、数次折衝の結果は両国の間に公文を交換して、彼の英国案の別款平時兩國海軍協力の件と併せて本件を右公文中に付することと、且我提案の字句を修正して「……………ヨリモ優勢ナル海軍ヲ集合シ得ル様ニ維持スルニ努ムルコトヲ弛フスルノ意思ヲ有スルコトナシ」とすることに妥結を見たのである。

別款第三款の韓国に対し我国が自由措置を為し得るの件に關しては、十二月十六日林公使とランスダウソ外相との間に左記の問答があつた。本問題は本同盟協約中最も重要なもので之が為要した時日も亦最も長期に亘つたのである。

ランスダウソ侯（本修正案ヲ閣議ニ附スルトキハ自然種々ノ難評アルヘキニ付之ニ答フルノ材料トシテ本使ノ説ヲ開カントノ前提ヲナシ）別簡案ノ第三条ニ依リ日本ハ事實韓國ニ於テ自由行動ヲ得ルニ至ルヘク遂ニハ其ノ結果日本ハ同盟國ニ於テ侵略ノ方針ニ出テ統テ露國トノ衝突トナリ列國間ノ戰爭ニ立至ル事ヲ恐ルモノアルヘシ貴見如何

本使 露國ノ如キ強大國ニ對シ日本ハ狼リニ戰フ挑ムモノニアラス。若シ不幸ニシテ我ノ敗ニ歸センカ吾人カ既往半世紀ノ間ニ刻

苦經營シタル我國ノ構造ハ潰裂シテ又收拾スヘカラサルニ至ルヘク若シ又幸ニシテ我彼ニ勝ツモ我カ蒙ルヘキ損害ハ広ク且大ニ之ヲ恢復スルハ容易ノ業ニアラス我國民ハ如此無謀輕率ニアラサルカ故ニ彼ヨリ痛ク我ヲ憤怒セシメサル限リハ輕々ニ露國ト戰端ヲ開ク事アルヘカラス。加之ナラス同協約第二条ニヨレハ第三國カ來リテ露國ヲ援ケサル限リハ英國モ亦我ヲ助クルノ義務ナキカ故ニ列國間ノ戰亂トナルカ如キコトハ容易ニアリ得ヘカラサル事ト信ス

侯 然ラハ帝國政府カ取ルヘキ手段ニ關シテハ予メ英國政府ト協議スルコトニシテハ如何

本使 夫レハ到底行ハレ難シ露國ノ進退ハ奇變常ナク予メ測知シ難キカ故ニ直チニ之ニ応スルノ手段ヲ執ラサレハ彼ニ機先ヲ制セラレ他國ト協議ヲ為ス間ニハ時機ニ遅ルヘシ現ニ先年露國カ馬山浦ノ要地ヲ借入レントセシトキ帝國政府ニテハ之ヲ関知スルヤ否ヤ先キニ手ヲ廻ハシ彼カ計画ヲ妨ケタリシカ故ニ該地ノ露國ノ手ニ陥ル事ヲ防キ得タルモ他國ニ協議シ居リテハ遂ニ時機ヲ失ヒタリシナラン。又旅順口ヲ露國カ借入レタルカ如キ其ノ當時直チニ之ニ応スルノ手段ヲ執リタランニハ今日ノ如ク噬臍ノ悔アラサリシナラン

林は右応答の次第を小村に電報したが、小村は之を是認し、林をしてランスダウソに対し日本が韓国に於て行動の自由を得ることとするも英国は日本が韓国に対し侵略的手段を執るかも知れぬとして憂惧するは無用なること、従来日本の韓国に対して執つた政策は常に侵略的でなかつたのみならず、常に平和を主義として来たものであるが唯だ韓国に於ては突然動亂の起ることがあり、之に対する手段は敏速を要する場合が多いから、其の手段を執るに先だち英國と協定する丈の時間の余裕を得るは到底困難なること、日本は韓国に対する責任の重きを承知しているから、今後韓国に対して執るべき手段に就ても西・ローゼン協約を忠実に遵守する意思なることを披陳せしめた。ランスダウソは之に對し、單に本件のみを別款と為すは條約の形式として面白くないのみならず恰も英國が韓国に於ける日本の

侵略手段を幫助するが如くにも解釈せられ、議論を招くの虞なしとも限らぬから、別款としないので之に関する適當の文字を協約の前文に挿入せるを可とせずと述べ、小村は右は之を前文に入るゝ代りに外交文書の交換と爲し、其の文書に於て日英兩國は韓国に対し何等侵略意思を有せざることを声明し、同時に日本が韓国に有する優越の利益を擁護する爲めに必要と認むる措置を執るの權利を英國に於て承認すとの意を明にすれば如何と提議したが、此の提議は以て英國政府の満足を買うに至らなかつた。然るに翌三十五年の一月十四日、ランズダウンよりは英國政府の意見として、さきに提出せる協約案の行文に大更正を加えたる別種の原因を改めて提出し、此の新案は從來彼我の間に交換せられたる意見を最適當に取捨採択し、閣僚間の異議を排して漸く作成したもので、自分の尽力の程は日本政府に於て諒承せられんことを望むと添えて述べた。其の案文は左の通りにて、韓国に関する件は其の第一條中に綴合してある。

第一条 大不列顛國及日本國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ兩國何レモ該二國ニ於テハ全ク侵略的意志ヲ有スルコトナキコトヲ声明ス尤モ日本政府ハ韓國ニ於テ日本國カ有スル政治上並ニ商業上ノ特別ナル利益ニ関シ英國皇帝陛下ノ政府ノ注意ヲ喚起シ英國皇帝陛下ノ政府モ亦均シク清帝國ニ於ケル大不列顛國ノ特別ナル利益ニ就キ日本國皇帝陛下ノ政府ノ注意ヲ喚起シタルヲ依テ兩國政府ハ若シ右等ノ利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニ依リ侵迫セラレタル場合ニハ何レモ各自ノ利益ヲ擁護スル爲メ必要欠クヘカラサル措置ヲ採リ得ヘキコトヲ承認ス

此の案文の電送に接したる小村は、之に対する我が政府の意見を林に返電して曰く、新案第一條の「日本政府は韓国に於て」、「英國政府は清國に於て」の対句は、恰も日本が清國に於ける利益を抛棄せるが如くに感ぜらるゝの嫌あり、又「此の利益にして別國の侵略的行動に依り侵迫せられたる場合には」と限れるは、内乱頻発の清韓兩國の實情に適せざるを以て、我が政府は更に左の新修正案を提出した。

第一条 日本國及大不列顛國ハ相互ニ………声明ス尤モ韓國ニ於ケル日本國ノ政治上並ニ商業上及工業上ノ特別ナル利益及清國ニ於ケル日本國及大不列顛國ノ利益ニ鑑ミ兩國政府ハ若シ右等ノ利益ニシテ（別國ノ侵略的行動ニヨリ侵迫セラレタル場合ヲ削除ス）侵迫セラレタル場合ニハ何レモ各自ノ利益ヲ擁護スル爲必要欠クヘカラサル措置ヲ採リ得ルコトヲ承認ス

林は此の意をランズダウンに説明したが、彼尙お異議あり、特に日本政府が「別國の侵略的行動に依り侵迫せられたる場合には」を削除せるに對し原案の維持を熱心に主張した。林は其の挿入に同意する代りに清國又は韓國の内部の騷擾の發生云々の文句の挿入に同意を求めた。結局ランズダウンは一月二十四日、閣議に於て可決せる修正案、即ち

第一条 ……然レトモ大不列顛國及日本國ノ特別ナル利益ニ鑑ミ即チ其利益タル大不列顛國ニ取リテハ主トシテ清國ニ関シ又日本國ニ取リテハ其清國ニ於テ有スル利益ニ加フルニ韓國ニ在リテ政治上並ニ商業上格別ナル程度ニ於テ利益ヲ有スルヲ以テ……………右等利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニ因リ若クハ清國又ハ韓國ニ於テ兩國締約國孰レカ其ノ臣民ノ生命及財産ヲ保護スル爲メ干涉ヲ要スヘキ騷動ノ發生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ……………

と改めたるものに就て日本政府の承諾を求め、二、三の意見交換ありたる末（其の際首相桂の注意にて「商業上」の下に「及工業上」を加うることゝし、英國政府は直ちに承諾した）第一條の趣旨は確定した。即ち日英同盟の目的は是に至つて当初の考案より更に一步を進めるに至つたことは注意すべきである。蓋し日英同盟談の初めて林とランズダウンとの間に開かれた當時にあつては、極東に於ける現状及び平和の維持、韓國の存立、清國の領土保全及び門戸

開放、之を日英兩國の共同利益と爲し、日英同盟は此の共同利益の擁護を以て唯一の目的とし、之を協同戦闘の約因として開談の端を啓いたものであるが、今や成案の第一條に於て日英兩國各自の特殊利益の存在を認め、殊に我が國は清國に在つては英國と均等の地歩を占め韓國に在つては彼をして我が特殊優勢なる利益を承認せしめた点で、特に満足すべき成果を挙げ得たのである。又第二條に於て協同戦闘の約因は共同利益の擁護なる一事より一步進めて之に加うるに兩國各自の特殊利益の擁護というを以てするに至りたるに於て、日英同盟と韓國問題との關係は更に一段の緊切を加うるの結果となつた。

林が十二月十二日を以てランスタウンに提出せる我が政府の修正案中、主として彼我の間に数句に互りて論議に上つた韓國問題は斯の如くにして漸く解決した。之を外にし同盟問題の開談以來彼我の間に意見の交換ありし重要事項を挙げれば、其の第一は協約の適用範圍に關する問題であつた。さきにランスタウンが十二月六日林に協約案を手交せる際に述べたが如く、英國の揚子江流域に於て有する利益は日本が韓國に於て有する利益ほど大でないから、英國にして日本の韓國に於ける自由行動を承認するに於ては揚子江の利益擁護のみにては英國が此の同盟に依り獲る所の利益は日本に若かざることを遠く、即ち日英同盟の利益は日本に偏重するの嫌があるから、其の適用の範圍を印度に及ぼすべきだ、との論は當時英國政府部内、精しく云えば植相チェムバーレン外二、三の閣員に依り唱えられたのである。之に對し林は、英國の揚子江沿岸に於ける利益は地域の廣大に於ても、通商の大小に於ても日本の韓國に於ける利益に比して優るも劣らない。加うるに揚子江方面に於ける形勢の悪化は、英國に取り決して之を輕視するを得ざるものがある。此の際に処して同地方の秩序と平和とを維持せんとするには、大いに日本との協力に俟つに非ずんば

不可能であらう。随つて此の同盟に依つて受ける利益が日本に偏重すると見るは當らない。且又日本が元來同盟を締結せんとする根本の目的は、日英兩國の清韓兩國に於て有する利益の擁護にあり、而して日英兩國が別して清國に於て有する利益を擁護するは、則ち同時に他の列強の清國に於て有する利益を擁護する所以なるが故に、此の目的を以て成立すべき同盟協約は世界各国孰れも其の公正なるを認めるであらうが、今之を印度まで及ぼさしむとならば、同盟の根本の目的を逸脱するのみならず、各國をして其の公正を認めしむるに難いであらう。印度のことは他日必要を見る時に至る迄、暫く同盟の範圍以外に置くに若かないという見地よりして英國の再考を求め、其の結果本協約に於ては適用の範圍を印度に及ぼさないで之を清韓兩國に限ることに決した。

第二は獨國の同盟加入問題である。日英同盟の開談が当初陰然獨國筋の誘勸に負える次第はさきに述べた。即ち獨國は日英同盟の実は發起者の一であつたのである。然るに日英兩國愈々真面目に同盟問題を相議するに至つた頃から、獨國はイツとはなしに手を引いたが、之に對する日英兩國の態度に就ては、林は巴里にて伊藤と会晤の節、伊藤は同盟の交渉を其の成立後まで獨國に通告するなくんば其の不満を買ふ虞ありとの意見であつたので旁々、其の巴里より倫敦に歸任せる翌日、即ち十一月二十日、ランスタウンと会見の折に此の問題に對する意見を問うたところ、ランスタウンは獨國は極東に於ては日英の利益は最大にして、自國の利益は之に及ばないのを認めて居るから、協約成立前に之を通告せざるも不満を抱くことはなからう。且之を同國に洩すに於ては、彼れ却つて之を自國の利益増進の具に利用するかも測られぬから、之を通告しない方がよいと云つた。其の後林は之に關する小村の意見、即ち「日本政府は獨國の協約加入を希望するも、協約調印済となるか又は少なくとも内容の協定を了する迄は交渉を一切秘密とし、

之を同国に通告せざるを可と認めるが、而も英国は日本に比すれば世界の各方面に於て同国と重大なる利害關係を有するから、其の加盟を誘うべきや否やは一に英国政府の意に任すべし」との事をランスタウンに通じたる所、彼れ直ちに之に同意し、且小村の好意に對し大に満足の意を表した。然るに程なく独逸帝國議會に於て宰相フォン・ビュローは英國植相チエムバーレン及び英國陸軍に對する攻撃演説を為し、予て南阿戰爭に對する独国の態度に不快を抱き來つた英國の輿論は弥か上にも激昂したので、ランスタウンは同盟協約案を同国に通告するを見合せ、但だ後日同国より不足の出づるを避くる為め、將た同国政府の感想をも探らんが為め、適當の時機に於て協約案の要領のみを其の耳に入れ置かんとすることに議纏まり、両国政府は二月三日を以て同時に其の手續をすることに打合せをした。ところが其の前夜に至りランスタウンよりは急に林に對し、英皇の御思召として右通告の見合方の依頼があつた。林は即時之を東京に打電したが、遂に間に合わないので小村は当日既に在本邦独国公使を招見し、協約の内容を語り、日本政府は此の協約を結ぶに就て清韓兩國孰れに對しても何等侵略的意圖を有せず、一に極東の平和を鞏固にし、且清韓兩國の獨立及び領土保全、並に該兩國に於ける商工業上の企業に對し均等の機會を維持するの希望に出づること、わが政府は日独兩國間に現存する極めて友好なる關係に顧み、且極東に於ける日独兩國の利益は毫も衝突するなきを確信し、此の協約に包含せられたる主義即ち独国政府の予て声明したる政策と全然一致する所の主義が、幸に独国政府の贊助を受けるべきの希望を有し、茲に極めて内密に此の通告を為す次第なること等を伝えた後であつた。去ればランスタウンも次で之を在倫敦独国大使に内牒した。尤も右は單に内牒に止まり、遂に同国を加盟に誘引するに足らなかつた。要するに独国の不加盟は、當時英独の背離を見るに至つた為め日英側より之を誘引しなかつた結果

で、若し当時独国より進んで加盟を申込んだとしたらば当初よりの行懸り上日英兩國は敢て之を排斥しなかつたであらうし、其の結果は日英独の三国同盟となり、國際政局は或は別種の方針に向つて進轉したかも知れない。

第三は同盟協約の公表問題であつた。英國政府は当初、本協約も他の同盟條約の例に見るが如く之を其の儘公表せず、間接の方法にて其の趣旨を世に知らしめんとの見であつた。けれども小村は、此の同盟は特に或一国を敵國と擬想したものでなく、其の目的は從來列國が清國に關して公然声明せる領土保全、門戸開放の政策と全然符合するものであるから、其の全文を公表するに何等障礙のないのみならず、之を秘密に附するに於ては同盟の目的及び範圍に就て蜚語訛伝を生じ、兩國に取つて不利少なからざるべく、寧ろ之を公表して列國の猜疑を招くならしむるを利益とすとの見を持ち、閣議亦之に賛し、交渉の結果英國政府も遂に之に同意したのである。

かくの如くにして日英同盟協約案は一月二十八日もつて林とランスタウンとの間に全部議了したので、小村は翌二十九日をもつて林に調印方を訓令し、その翌三十日双方これに調印し、同時に外交文書を交換した。そして我が政府は二月十二日、英國政府にては同時刻に當る十一日夜をもつて、いずれも協約全文を公表した。

第一回 日英協約 (明治三十五年一月三十日調印 年二月十二日発表)

日本国政府及大列強國政府ハ偏ニ極東ニ於テ現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓帝國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト及該二國ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均等ノ機會ヲ得セシムルコトニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ

第三節 日英協約の締結

第一条 両締約国ハ相互ニ清国及韓国ノ独立ヲ承認シタルヲ以テ該二国孰レニ於テモ全然侵略的趨向ニ制セラルムコトナキヲ声明ス然レトモ両締約国ノ特別ナル利益ニ鑑ミ即チ其利益タル大不列顛国ニ取リテハ主トシテ清国ニ関シ又日本国ニ取リテハ其

清国ニ於テ有スル利益ニ加フルニ韓国ニ於テ政治上並ニ商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ両締約国ハ若シ右等利益ニシテ別国ノ侵略的行動ニ因リ若クハ清国又ハ韓国ニ於テ両締約国孰レカ其臣民ノ生命及財産ヲ保護スル為メ干涉ヲ要スヘキ騒動ノ発生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ両締約国孰レモ該利益ヲ擁護スル為メ必要欠クヘカラサル措置ヲ執リ得ヘキコトヲ承認ス

第二条 若シ日本国又ハ大不列顛国ノ一方カ上記各自ノ利益ヲ防護スル上ニ於テ別国ト戦端ヲ開クニ至リタル時ハ他ノ一方ノ締約国ハ厳正中立ヲ守リ併セテ其同盟国ニ対シテ他国カ交戦ニ加ハルヲ妨クルコトニ努ムヘシ

第三条 上記ノ場合ニ於テ若シ他ノ一国又ハ数国カ該同盟国ニ対シテ交戦ニ加ハル時ハ締約国ハ来リテ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ当ルヘシ講和モ亦該同盟国ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ

第四条 両締約国ハ孰レモ他ノ一方ト協議ヲ經シテ他国ト上記ノ利益ヲ害スヘキ別約ヲ為ササルヘキコトヲ約定ス

第五条 日本国若クハ大不列顛国ニ於テ上記ノ利益カ危殆ニ迫レリト認ムル時ハ両国政府ハ相互ニ且ツ隔意ナク通告スヘシ

第六条 本協約ハ調印ノ日より直ニ実施シ該期日より五箇年間効力ヲ有スルモノトス若シ右五箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ締約国ノ孰レヨリモ本協約ヲ廃止スルノ意思ヲ通告セサル時ハ本協約ハ締約国ノ一方カ廃棄ノ意思ヲ表示シタル当日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ル迄ハ引続キ効力ヲ有スルモノトス然レトモ右終了期日ニ至リ同盟国ノ一方カ現ニ交戦中ナル時ハ本同盟ハ講和結了ニ至ル迄当然繼續スルモノトス

右証拠トシテ下名ハ各其政府ヨリ正当ノ委任ヲ受ケ之ニ記名調印スルモノナリ

一千九百二年一月三十日龍動ニ於テ本書ニ通ヲ作ル

大不列顛国駐劄日本国皇帝陛下ノ特命全權公使

林 董(印)

大不列顛 皇帝陛下ノ外務大臣

ランスダウン(印)

小村は本協約の成立に前後し、その内容を關係列国政府に通牒したが、これに対する列国の態度を概述すれば、独国外相は「獨国政府は日英協約をもつて極東の平和を維持し、かつこれを鞏固ならしむるについて最重要の機關と認め、若し今日公然これが發表を見るに至らば、清韓兩國に於ける他国の野心を除き、もつて現状を亂さしめざるの具となるであらう。清韓兩國に於ける獨国の利害關係はある程度に止まるので、既に日本政府に対し輓近兩回迄も言明したるが如く、獨国は好意的局外中立を嚴守すべき意思を有し、然る以上は不幸開戦の場合に方り仏国が援助を露国に与えんとする際、歐洲に於て仏国との境界附近に獨国軍隊の動員を為すに於ては、仏国は充分の援助を露国に与えるを得まい。要するに獨国はアクチーヴの態度を執るよりも、寧ろ常に局外中立の位地に立つをもつて世界平和の維持上最も必要なる手段なりと信ずる」という挨拶をもつてこれを迎えた。

米国は夙に清国の領土保全及び門戸開放を主唱し、これを列国に提議した關係もあり、この主義の上に立つ日英同盟を米国が衷心歓迎すべきことは、初めより疑ないところであつた。駐米高平公使は訓令により國務長官に、協約の成文を示し「本協約は何れの国に對しても何等脅威を加えるものでないのみならず、凡そ極東問題に利害を有する列国政府の既に声明した政策と全然協合するもので、その基礎とするところは領土保全と機會均等の主義にあるから、これにより全局の平和と康寧との保障に資すべきことを確信し、米国政府の本協約の高尙なる目的に同情を表せられることを衷心希望する」と述べた。國務長官は右通告を謝し、「東亞問題に關する米国政府の意向は、客年以來時々日

英両国政府に通告した通り、常に現状の維持と均等の機会とを主眼とする。そして本協約の目的は米国の期望したところと全然協合するのみならず、他国の声明した政策とも符合するものなることを疑わぬ」との意を答えた。

その他小村の我が在外代表者に訓令して本協約を通告せしめたものは、歐洲にあつては露仏墺伊の四国政府、東亜にありては北京政府、長江兩總督、及び韓国政府である。露国に対しては、栗野公使は本協約のロンドン及び東京にて発表されると殆んど同時に外相ラムスドルフにその趣旨を説明した。ラムスドルフは協約の本文を一閱し、内に「戦端」、「交戦」等の文字あるを見て意外千万なりと評し、極東に於ける開戦の如きは自分の夢想せざるころであるといつたが、栗野の迅速な通知に対しては謝意を表した。然るにその翌週の外交官面会日に、彼は英国大使を引見し、尋常の談終りて同大使の將に辞去せんとするを見、ラムスドルフは大使に「もはや他に承わることなきか」と問いたるに、大使は「何もない」と答えたので、ラムスドルフは「日英同盟のことは如何」と切り出したのに、大使は「それについては本国政府から何等の訓令に接していないから、自分から今何等申すべき筋はない」と答えてその儘別れた。要するにラムスドルフは我が卒直かつ迅速な通牒を徳とし、特に日英同盟を専ら英国の誘勸に出でたものと解し、その成立を見るに及んでもわが国に対しては格別の悪感を示さなかつたと報ぜられた。

日英同盟の成立に始終桂を補佐して対英折衝を擔縦した小村の材幹気魄は偉大なもので、林が後日人に「外務大臣たるものは其の画策実行について首相その人と一心同体でなければ、所期の成果を挙ぐることは出来ない。この点に於て小村の桂に於けるは真に申分がない」と語り、また「同盟の成立については小村の働きは実に偉いものだつた。あれだけの大きな問題に關し元老をイグノーアし、しかもその位地は微動だもしなかつたのは偉いではないか」といつた

のは至言といふべきである。天皇には深く小村の功績を嘉みし、賜うに勳一等旭日大綬章をもつてし、特旨をもつて華族に列し、男爵を授けられた。閣僚もまた同時に陞爵若しくは授爵の恩典に浴した。或る人小村に祝意を表し閣下の榮譽は当然であるが、閣僚の綵花は、いさゝか濫賞の嫌はなきかといつたところ、小村笑つて「同盟交渉の機密を嚴守しただけでも受爵の価値がある」と答えたといふ。

第四節 満洲問題の後半及び日露の開戦

第一款 満韓問題に關する日露協議

韓国問題に關する伊藤侯の對露交渉は前述したが、小村は三十五年一月新任在露栗野公使に対し、同公使着任の上は韓国問題を我方にとつて満足に解決する方法を攻究し極秘裡に將來の正式談判の基礎となるべき予備工作をすべき旨の訓令を与えたので、栗野公使は着任以來露国の意嚮を探問せんとした。二月二十四日ラムスドルフ外相は栗野公使に日本政府は極東に於て日露兩國の平和關係及兩國相互の利益を擁護する目的で露国と交友的な協調を遂げることを真実に希望するや、又日英條約第四條と牴觸することなく日露間に別約を結ぶことは可能であるかと質問した。右に關し小村外相は三月十二日栗野公使に日本政府は韓国問題に關し露国との協調を遂げることは衷心より希望し、且日英協約は右の実現を妨ぐるものではない。唯問題は此協調の満足なる基礎及協商開始の時機如何の問題であるが、現今は露国政府内に内訌があるので商議成功は覺束なく事態の發展を注意すべき旨を訓令した。而して三月十